

第2期一関市国土強靱化地域計画



令和8年3月

岩手県一関市

目次

第1章 計画策定の趣旨

1	はじめに	1
2	計画策定の趣旨	1
3	計画の位置付け	2
4	地域防災計画との関係	2
5	計画期間	3

第2章 基本的な考え方

1	基本目標	4
2	事前に備えるべき目標	4
3	基本的な方針	4

第3章 想定するリスク

1	一関市の地域特性	6
2	対象とする自然災害	7
3	起きてはならない最悪の事態の設定	8
4	施策分野の設定	10

第4章 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	11
2	脆弱性評価の実施	11
3	脆弱性評価の結果	11

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

1	起きてはならない最悪の事態を回避するための対応方策	35
2	施策分野ごとの対応方策	50
3	重点施策	59

第6章 計画の推進と進捗管理

1	推進体制	77
2	計画の進捗管理	77
3	計画の見直し	77

第1章 計画策定の趣旨

1 はじめに

一関市は、古くは水運の要衝であり、100年ほど前までの一級河川「北上川」には、大小の舟が行き交い、江戸時代には、一関藩、仙台藩、盛岡藩、八戸藩の年貢米が舟で川を下り、石巻から千石船（せんごくぶね）で江戸へと運ばれました。また、川を遡り様々な物資が内陸部へともたらされました。

舟の航路とともに、所々の番所や川の湊、大きな岩や渦巻く難所などの川絵図も作成されましたが、北上川の中流部・岩手県南部に位置する一関市は、その下流に非常に川幅の狭くなった区間（狭窄部）があり、かつ、勾配が緩くなる地理的特性のため、大洪水のたびに尊い人命や財産が奪われ、沿川の農作物も毎年のように被害を受ける水害常襲地帯でありました。

昭和に入ってから、昭和22年カスリン台風や昭和23年アイオン台風などで、幾度となく水害に見舞われてきましたが、国直轄の「一関遊水地事業」により、水害リスクが低く、豊かな環境と調和した現在に至るまちづくりが進められてきました。

今日、鉄道や道路網が整備され、岩手県の玄関口でもあり、沿岸と内陸を結ぶ交通の要衝として発展し、岩手県南部における産業、医療、教育、文化の中心的な役割を担っています。また、東日本大震災においても、沿岸津波被災地への支援拠点のひとつになるなど、広域的な災害発生時において、一関市の果たす役割は多岐にわたると考えます。

一関市は、水害常襲地帯であり、平成20年岩手・宮城内陸地震や平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東日本大震災」という。）の二度にわたる地震の被災経験や、人口減少への対応も踏まえながら、今後においても一関市の果たすべき役割を継続して担っていく必要があります。

このため、いかなる大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を兼ね備えた安全・安心な地域社会の構築に向けて、災害に強いまちづくりを進めていくことが重要です。

2 計画策定の趣旨

大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」が公布・施行されました。

この基本法の前文では、東日本大震災での教訓を前提に、大規模自然災害等に備えて、早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるため、大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要であるとされています。

基本法の施行により、国では、平成 26 年 6 月に「国土強靱化基本計画（平成 30 年 12 月及び令和 5 年 7 月改訂。以下「国基本計画」という。）」を策定し、岩手県では、平成 28 年 2 月に「岩手県国土強靱化地域計画（平成 28 年 2 月に第 1 期計画、令和 2 年 12 月に第 2 期計画、令和 7 年 12 月第 3 期計画を策定。以下「県計画」という。）」を策定しています。

一関市では、基本法の理念を踏まえ、国基本計画及び県計画との調和を図るとともに、一関市のまちづくりの方向性を定めた一関市総合計画（計画期間は平成 28 年度から令和 7 年度までの 10 年間）に掲げる将来像の形成に向けて、令和 2 年 3 月に一関市国土強靱化地域計画（計画期間は令和 2 年度から令和 7 年度までの 5 年間。以下「現計画」という。）を策定しました。

今般、現計画の計画期間が満了となることから、一関市における国土強靱化の取組を継続するため、現計画の策定や見直しの経緯を踏襲し、同計画の性格を継承した「第 2 期一関市国土強靱化地域計画（以下「第 2 期計画」という。）」を策定します。

3 計画の位置付け

第 2 期計画は、国基本計画、県計画及び一関市総合計画（計画期間は令和 8 年度から令和 17 年度までの 10 年間。以下「総合計画」という。）との整合・調和を図り、総合計画における各分野別計画の推進にあたり、掲げられた施策が大規模自然災害や新興感染症等によって停滞することなく、また、早期に再建・回復するための指針として位置付けるものです。

4 地域防災計画との関係

一関市の地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、一関市防災会議が作成する「一関市地域防災計画」としており、風水害、地震等の災害リスクごとに予防計画、応急対策計画、復旧・復興計画で実施すべき事項を定めています。一方、第 2 期計画は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、当地域で想定される自然災害全般について、リスク低減のため、平時（災害の発生前）からの備えを中心に包括的な対応策を講じるものであり、行政機能や地域社会、地域経済など、市全体の強靱化に関する総合的な指針を定めています。

5 計画期間

第2期計画の計画期間は、総合計画との整合を図るため、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

第2章 基本的な考え方

国基本計画及び県計画を踏まえ、第2期計画の基本目標、事前に備えるべき目標及び基本的な方針を次のとおり定めます。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる。
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする。

2 事前に備えるべき目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない。
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。

3 基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、事前の防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた一関市全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災などの過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、次の方針に基づき推進します。

(1) 地域強靱化に向けた取組姿勢

- ア 短期的な視点のみによらず、中長期的な視点も持ち、計画的に取り組みます。
- イ 地域の活力を高め、災害に強い地域づくりを進めます。

(2) 適切な施策の組合せ

ア 災害リスクから市民等の命を守り、被害を最小限に抑えるため、一関市の特性に合った、施設整備や耐震化等のハード対策と、訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

イ 地域における「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、行政、市民、民間事業者等が適切に連携するとともに、相互の役割分担を考慮して、地域の防災力向上に取り組みます。

ウ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫します。

(3) 効率的な施策の推進

ア 人口減少、少子化社会及び高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえ、効率的な行財政運営に配慮し、施策の重点化を図ります。

イ 既存の社会資本を有効活用することにより、費用を縮減しつつ、効率的に施策を推進します。

ウ 限られた財源を最大限に活用するため、PPP/PFI（官民連携及び民間資金等の活用）を推進します。

(4) 一関市の特性に応じた施策の推進

総合計画との調和を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進します。

ア 誰もが暮らしやすいまちを形成するため、若者・女性・外国人が輝けるまちづくりに向けた施策を推進します。

イ 国際リニアコライダー（ILC）の実現を見据えたまちづくりを推進します。

ウ 一ノ関駅東口工場跡地の利活用などによる駅周辺の活性化とにぎわい創出に向けた施策を推進します。

エ 社会課題に対応し、住み続けられるまちとして暮らしやすさを高めるため、幅広い分野でデジタル技術の利活用を積極的に推進します。

オ 沿岸津波被災地との連携、放射性物質汚染への対策など、東日本大震災からの復旧復興を推進します。

カ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮します。

第3章 想定するリスク

1 一関市の地域特性

(1) 位置

一関市は、岩手県の最南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県に隣接し、首都圏から450キロメートルの距離で、盛岡市と仙台市の間地点（東北地方の中央）に位置しています。

区分	一関市の位置				市役所所在地
	東端	西端	南端	北端	一関市竹山町7番2号
緯度	141° 29' 38"	140° 45' 50"	141° 13' 53"	141° 23' 05"	141° 07' 36"
経度	38° 57' 18"	38° 59' 19"	38° 44' 52"	39° 09' 43"	38° 56' 05"

(2) 面積

一関市の総面積は1,256.42k㎡であり、東西は約63km、南北は約46kmの広がりがあり、東京都23区の約2倍の面積です。平成17年9月に4町2村と、平成23年9月に1町（旧東磐井郡藤沢町）と合併し、現在の市域となりました。

一関地域	花泉地域	大東地域	千厩地域	東山地域	室根地域	川崎地域	藤沢地域
km ²	km ²	km ²	km ²	km ²	km ²	km ²	km ²
410.23	126.83	278.71	89.84	87.72	97.28	42.49	123.15

(3) 地形と気候

中心部を貫流する北上川と、その支流である磐井川、金流川、砂鉄川、千厩川、黄海川などの流域に開けた地域であり、その地勢は次の三つに分けられます。

一つは奥羽山脈にある標高1,626メートルの栗駒山から北上川流域に至る標高差の大きい西部山岳地帯、二つは北上川流域を中心とする低地平野部、三つは標高差が緩やかながら起伏に富んだ北上山系の一部をなす東部丘陵地帯の三地域であり、西部山岳地帯の一部は栗駒国定公園に、また東部丘陵地帯の一部は室根高原県立自然公園に指定されている地域となっています。

気候は、内陸型の特徴を示し、気候の比較差、年較差は大きく、豪雪地帯にも指定されているものの、県内では比較的温暖な地域となっています。

(4) 人口

令和2年の国勢調査によると、一関市の人口は111,932人となっており、昭和30年の174,342人をピークとして減少を続けており、ピーク時の6割程度となっています。人口の推移を年齢（3区分）別にみると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（15歳未満）は減少傾向にありますが、老年人口（65歳以上）は増加傾向にあり、平成7

年には老年人口が年少人口を上回って推移しています。また、人口の構成比は、老年人口の割合が4割に迫り、年々増加して推移しています。この傾向は、今後も続いていくと見込んでいます。

2 対象とする自然災害

対象とする自然災害は、市内で発生しうる大規模自然災害として、地震、土砂災害、火山噴火とし、過去に大きな被害をもたらした規模を設定しました。また、過去に大規模な災害には至っていませんが、気候を考慮し、雪害も設定しました。

	自然災害	想定する過去の主な災害（発生日）
(1)	地震	<p>岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日） 【規模等】 マグニチュード7.2、最大震度5強 【被害状況】 死者1名、負傷者2名、孤立者225名 建物損壊、土砂崩れ、祭時大橋落橋、停電、断水ほか 【総被害額】 106億6,037万8,000円</p> <p>東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）（平成23年3月11日） 【規模等】 マグニチュード9.0、最大震度6弱 【被害状況】 重傷者2人、軽傷者30人 建物損壊、土砂崩れ、道路損壊、停電、断水ほか 【総被害額】 258億4,450万9,000円</p>
(2)	風水害 土砂災害	<p>カスリン台風（昭和22年9月）・アイオン台風（昭和23年9月） 【カスリン規模等】 総雨量349.8mm、最高水位16.89m（狐禅寺） 【アイオン規模等】 総雨量403.2mm、最高水位14.89m（狐禅寺） 【被害状況】 死者カスリン100人・アイオン234人、行方不明者多数 磐井川堤防決壊、住宅流失・全壊・半壊、住宅・農地冠水</p> <p>平成25年集中豪雨（平成25年7月26日） 【規模等】 総降雨量139mm（大原）1時間降雨量49mm（津谷川） 【被害状況】 重傷者1名、軽傷者1名 住宅全壊・一部損壊、床上浸水、床下浸水、農地・農作物・ 土木施設被害ほか 【総被害額】 39億3,510万2,000円</p> <p>令和元年東日本台風（令和元年10月12～13日） 【規模等】 総降雨量326mm（栗駒）、139mm（一関）、228mm（津谷川）</p>

		<p>最高水位 千厩川 3.52m(神ノ田)、黄海川 5.04m(黄海)</p> <p>※一関市に初めて大雨特別警報が発表</p> <p>【被害状況】住宅一部損壊、床上浸水、床下浸水、農地・農作物・土木施設被害ほか</p> <p>【総被害額】15億7,430万8,000円(令和元年12月19日現在)</p>
(3)	火山噴火	<p>栗駒山(須川岳)1944年噴火(昭和19年11月20日)</p> <p>【噴火種別】水蒸気噴火</p> <p>【規模等】約1か月前から、小さな地震が何度も発生。噴火により昭和湖が形成された。</p> <p>【被害等】火山灰、噴石、火口噴出型泥流、火山ガスが発生。火山泥流(酸性水含む)が噴出し、火口付近のゼッタ沢に流入。酸性水は硫化水素臭を伴い、酸度はpH3~4まで低下。沢水の酸性が約1年続き、水力発電所も運転停止</p> <p>【噴火後】火口では泥土の噴出があり噴気は継続し鳴動は何度も発生</p>
(4)	雪害	—

3 起きてはならない最悪の事態の設定

国基本計画及び県計画を参考に前述とした自然災害や地域特性等を踏まえ、事前に備えるべき目標に対する「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
(1)	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ	1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生(二次災害を含む)
		1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
(2)	いかなる大規模自然災害が発生しようとも	2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

	も、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生 2-3 消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺 2-5 被災地における感染症等の大規模発生
(3)	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
(4)	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、経済活動を機能不全に陥らせない。	4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞 4-2 食料等の安定供給の停滞 4-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
(5)	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。	5-1 情報通信機能の長期停止 5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止 5-3 上下水道施設等の長時間にわたる供給停止 5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
(6)	いかなる大規模自然災害が発生しようとも、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

4 施策分野の設定

国基本計画及び県計画に掲げられている個別施策分野及び横断的分野を参考に、四つの個別施策分野と二つの横断的施策分野を設定しました。

(1) 個別施策分野

ア 総務分野

行政機能・防災・情報通信・公共交通 他

イ 教育・民生分野

学校・教育・保健医療・福祉・環境 他

ウ 産業・経済分野

農林業・商業・工業・観光業・労働 他

エ 建設分野

道路・橋梁・住宅・上下水道 他

(2) 横断的施策分野

ア 協働分野

人材育成・官民連携・防災教育・地域支援体制構築 他

イ 老朽化対策分野

公共施設・社会基盤 他

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

「強靱」とは「強くてしなやか」という意味であり、国土強靱化とは、国土や経済、暮らしが、いかなる大規模自然災害が発生しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つこととされています。

基本法第9条においては、「強靱性」の反対語である「脆弱性」を分析・評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスとされており、国基本計画及び県計画においても脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

一関市においても第2期計画の策定に当たり、一関市が取り組んでいる施策を中心に「起きてはならない最悪の事態」の回避という視点から脆弱性の評価を実施しました。また、個別施策分野と横断的施策分野の分野ごとに整理しました。

2 脆弱性評価の実施

第3章に定める21の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、これまでの取組の成果を踏まえ、一関市が取り組んでいる施策について、推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた施策の対応力について、改めて分析・評価を行いました。また、同じく第3章で定めた個別施策分野及び横断的施策分野の取組状況が明らかになるよう、脆弱性評価結果は、施策分野ごとに再整理しました。

なお、脆弱性評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、可能な限り指標を設定しました。

3 脆弱性評価の結果

(1) 全体的事項

① ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害から市民等の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する道路等の交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード面での対策と、自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発などのソフト面での対策を組み合わせることが必要です。また、社会情勢の変化に応じ、長期的な視点で「自助」「共助」「公助」が、それぞれの役割を果たせるよう推進していくことが必要です。

② 代替手段等の確保

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性向上だけではなく、特に行政機能が被災すると、その後の災害対策などに大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達システム及び住民情報バックアップシステムの整備など、代替機能の確保や伝達経路の冗長化により代替性を確保・向上させることが必要です。

③ 官民連携と人材育成の推進

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもとより、民間の事業者や団体等と連携し、それぞれのネットワークを活用し、市民等の生命を守り、地域の経済活動を維持しながら、まちの再建を進めることが必要です。また、このためにも各分野を担う人材の育成を進めることが必要です。

(2) 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

<p>目標 1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ</p>
<p>最悪の事態 1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）</p>
<p>【想定 1】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する</p> <p>【想定 2】建築物等の倒壊により被害が拡大する</p> <p>【想定 3】市街地で大規模な火災が発生する</p> <p>【想定 4】火災の発生に気づかない、逃げ遅れる</p>
<p>① 公立学校施設の予防保全及び機能強化</p> <p>施設の老朽化が進んでおり、一部の施設においては、外壁の剥離やひび割れ等の経年劣化が生じている施設がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 施設の安全性を確保しつつ、一関市学校施設長寿命化計画に基づき、老朽化した施設の長寿命化改修及び改築を行う必要がある。 ➤ 適切な維持管理に努めるとともに、空調設備を整備するなど、避難所としての機能確保・強化を図る必要がある。
<p>② 住宅の耐震化</p> <p>住宅の耐震化率は91%となっているが、耐震診断・耐震改修の件数は減少傾向にある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 耐震化の必要性や耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努め、耐震化率を向上させる必要がある。
<p>③ 空家等対策の推進</p> <p>令和7年度に空家等の戸数調査を実施し、空家等の発生の予防、活用・流通の促進、適切な管理、跡地利用といった視点からの取組を進めている。</p>

➤ 所有者等に対し、空家等の発生の予防、日常的な適正管理、移住・定住施策への活用を促すなど空家等対策を進めるとともに、適切な管理を促しても改善されない空家等については、特定空家等や管理不全空家等に認定し、必要な措置をとる必要がある。

④ 公共施設の機能強化

将来にわたり施設を利用した市民サービスを安全かつ持続的に提供するため、一関市公共施設等総合管理計画により、安全性の確保や維持保全の最適化等の方針に基づく取組を進めてきている。

➤ 施設の老朽化へ対応するためには、限られた財源の中で効率的な投資を行い、計画的・戦略的な施設の再編成・管理に取り組む必要がある。

⑤ 社会教育施設の機能強化

市民センター本館の耐震化は完了しているが、市民センターの分館施設では2施設、市民センターに付属する体育施設では3施設の耐震化が終了していない。また、耐震化が終了していない施設のうち、避難所に指定されているのは3施設である。

➤ 社会教育施設の耐震改修に努めるとともに、避難所指定施設の適否について見直しを進める必要がある。

➤ 社会教育施設は災害時の避難所になることがあるため、耐震化が図られていない施設については耐震改修や環境整備など進めるとともに、必要に応じて避難所の見直しを行っていく必要がある。

⑥ 危険な避難路の解消による都市機能強化

都市計画区域内に存在する狭あい道路について、土地の一部を道路として後退させる部分（セットバック部分）への建築物や塀等の築造を建築基準法の規定により制限し、将来的な道路拡幅を進めている。

➤ 今後も安全な避難路の必要性や、狭あい道路における敷地のセットバックの周知に努め、狭あい道路に係る問題を解消させる必要がある。

➤ ブロック塀等の安全確保事業により、避難路沿道にある危険なブロック塀等の除却を促進し、危険な避難路の解消を進める必要がある。

⑦ 都市公園の防災機能強化

➤ 指定緊急避難場所となる都市公園については、引き続き、地域住民と協力しながら、適切な維持管理に努める必要がある。

⑧ 電柱等の倒壊防止

道路敷地内又は沿道の電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。

➤ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。また、

緊急輸送道路における無電柱化に向けて事業者との協議を進める必要がある。

⑨ 公営住宅の老朽化対策

計画的に改修等を進めているが、老朽化に伴い改修が必要な施設が年々増加傾向にある。

- ▶ 適切な維持管理を行うとともに、一関市公営住宅等長寿命化計画に基づき改修を進める必要がある。
- ▶ 一関市住宅政策基本計画により、民間賃貸住宅や空家の利活用など、適切な配置等を進める必要がある。

⑩ 橋梁等の道路構造物の適切な管理

橋梁、トンネル及び大型カルバートについては、個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定し、道路法に基づく5年に1回の近接目視による定期点検を実施している。各長寿命化計画及び定期点検結果に基づき必要な修繕等を実施している。

- ▶ 今後増大する橋梁等の道路構造物の老朽化に伴い、従来の対症療法的な修繕を継続した場合には維持管理コストが膨大になることが見込まれ、適切な維持管理が困難になる恐れがある。災害時に救助や救援活動等が迅速に行えるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

⑪ 高齢者施設等の防災・減災対策の促進

高齢者施設等については、発災時に自力での避難が困難な方が多く利用している。

- ▶ 利用者の安全・安心の確保をするための施設の耐震化や水害に備えた改修、発災時における施設機能を維持するための非常用自家発電設備や給水設備等の整備を促進する。

最悪の事態 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【想定1】河川堤防などの構造物が損傷する

【想定2】浸水地域に要救助者が取り残される

① 各種防災マップの活用

土砂災害警戒区域等及び避難場所等が記載された「一関市防災マップ」を各世帯に配布し、日頃から地域において開催されている防災訓練や消防・防災セミナー等の機会を通じ「一関市防災マップ」の周知及び活用方法の啓発に努めている。

- ▶ 「一関市防災マップ」を定期的に更新するとともに、こどもや外国人にも分かりやすい形式を取り入れるなど、さらなる周知及び活用方法の啓発に努める必要がある。

② 農地整備の促進

耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水調節機能が低下している。

- 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

③ 国・県管理河川改修の促進

国・県管理河川の改修が進められているが、事業完了まで長期間を要する。

- 早期の事業完了を国・県に働きかける必要がある。

④ 市管理河川の適切な管理

市が管理する河川に堆積した土砂や、河川内に繁茂した樹木及び河川の一部損壊により河川の流下能力や安全度が低下している。

- 堆積した土砂の浚渫、樹木伐採により河川の流下能力の回復を図る必要がある。
- 気候変動による自然災害の激甚化・頻発化が懸念されており、部分的に損壊した河川の修繕を行い、災害発生の予防や拡大防止を図る必要がある。

最悪の事態 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【想定】市民が崖崩れ等に巻き込まれる

① 各種防災マップの活用【1-2①一部再掲】

土砂災害警戒区域等及び避難場所等が記載された「一関市防災マップ」を各世帯に配布し、日頃から地域において開催されている防災訓練や消防・防災セミナー等の機会を通じ「一関市防災マップ」の周知及び活用方法の啓発に努めている。また「栗駒山火山防災マップ」については関係施設等に配布済みである。

- 「一関市防災マップ」及び「栗駒山火山防災マップ」を定期的に更新するとともに、こどもや外国人にも分かりやすい形式を取り入れるなど、さらなる周知及び活用方法の啓発に努める必要がある。

② 農業用施設とため池の適正管理

農業用施設の老朽化と施設管理団体の高齢化と管理者なしため池の発生が進んでおり、適正な管理の低下が懸念される。

- 防災重点ため池を中心とした施設の適正な維持管理を促進する必要がある。

③ 治山事業の促進

森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生している。

- 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。

④ 森林保全事業の促進

木材価格の低迷、生産経費の上昇等により、手入れがされない又は全伐後の植林がなされない森林が増加している。また、森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等が懸念される。

▶ 間伐・植林・森林保全作業の促進が必要である。

⑤ 土砂災害警戒区域等の周知・解消

市内全域に土砂災害警戒区域等が散在し、土砂災害発生の可能性がある。

▶ 土砂災害ハザードマップにより危険箇所の周知を図る必要がある。

県が、急傾斜地崩壊対策事業を進めているが、危険箇所が多く、対策事業に時間を要している。

▶ がけ地近接等危険住宅移転事業により、危険住宅の移転を進める必要がある。

大規模盛土造成地において、滑動崩落による被害が発生する可能性がある。

▶ 市街地整備事業により変動予測調査を進め、大規模盛土造成地における被害の軽減に努める必要がある。

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【想定】道路が雪で交通不能になる

① 除雪体制の強化

除雪計画に基づき、直営による作業や県との連携除雪、民間事業者や自治会との委託作業や導入している除雪管理システムを活用し、速やかな除雪作業の体制を整えている。

▶ 受託する民間事業者や自治会などの、高齢化などによるオペレーター不足などから、体制の維持・確保が必要である。

② 交通対策の強化

市街地においては、除雪で寄せられた雪や圧雪により、交通に支障を生じるケースがある。

▶ 排雪場所を確保していることから、通行確保としての除雪だけでなく、降雪状況に応じた排雪対応も必要である。

③ 連絡体制の強化

交通や情報の遮断により、孤立するおそれのある地区がある。

▶ 孤立のおそれがある地区において、確保した連絡手段を活用する訓練や、事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する必要がある。

最悪の事態 1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

【想定 1】 関係機関の情報が途絶する

【想定 2】 市民へ情報伝達ができない

【想定 3】 避難の遅れにより死傷者が発生する

① 関係行政機関等による情報共有体制の強化

災害時には、県、市（消防を含む。）、警察、気象台、河川国道事務所などの関係機関との情報共有体制が必要不可欠であり、県と市（消防を含む。）は、衛星回線を使用した防災行政情報通信ネットワークや災害情報システムを構築し、災害時の情報共有体制を整備している。

➤ 被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も連絡体制を維持する必要がある。

② 緊急速報メール、SNS等による情報伝達手段の整備

住民への情報伝達手段として、緊急速報メール、ホームページ、SNS、FMあすも、広報車による広報など、複数の手段を整備している。また、FMあすも専用ラジオの全戸配布が完了している。

➤ 災害情報の伝達手段の冗長化を進めつつ、市民等に対し、情報提供手段の周知を図る必要がある。

③ コミュニティFMの整備と活用

ア コミュニティFMの聴取エリアは、市内全域となるよう受信障害対策中継局を整備するとともに非常用発電設備も整備し、中継局への伝送経路を二重化している。

➤ 放送設備及び非常用発電設備を適切に維持管理していく必要がある。

イ 災害時における緊急放送に関する協定書を放送事業者と取り交わし、災害情報を発信している。

➤ 災害時の情報発信について、放送事業者と連携しながら適切に運用していく必要がある。

④ 一関市防災指導員（A I D）の養成

災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、自主防災組織の活動を活発にするため、防災リーダーとなる一関市防災指導員（A I D）を養成している。

➤ 一関市防災指導員（A I D）を養成し、地域の防災力向上を図る必要がある。

⑤ 防災教育の推進

東日本大震災や岩手内陸地震の経験から、「復興教育」を教育課程に位置付け、「いきる」「かかわる」「そなえる」の三観点のもと、児童生徒の防災意識の向上に努めている。

➤ 東日本大震災や岩手内陸地震の経験を風化させないよう、「復興教育」の充実を図る必要がある。

⑥ 地域支援体制の強化

要配慮者（高齢者や心身に障がいを持つ人など何らかの特別な配慮が必要となる人）が、発災後も安心して避難生活を送ることができるように、高齢者福祉施設などを福祉避難所として開設し避難できる体制を整えている。また、運営マニュアルを整備しているとともに、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している社会福祉法人との会議や研修を通じて連携を強化している。

➤ 発災時における、受入態勢や要配慮者と施設のマッチング作業などの一連の流れを円滑に行う必要がある。また、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。

⑦ 要支援者支援計画の策定

災害時に円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者名簿（基礎名簿）については、対象者を把握、確認した上で毎年度更新している。また、基礎名簿掲載者のうち、個人情報の提供に同意した者の名簿（同意者名簿）を民生委員や行政区長などの避難支援等関係者に提供し、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進している。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画を市町村において作成することが努力義務化された。

➤ 個人情報の提供に同意する同意者名簿掲載者が減少傾向にあり、制度の周知啓発に努める必要がある。また、できるだけ多くの要支援者の避難に関する具体的な支援方法などを定めた個別計画を作成する必要がある。

⑧ 自主防災組織の育成・強化

自主防災組織の結成率は93.58%となっているが、カバー率は全国平均85.90%、県平均89.10%を上回っている。

➤ 自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、組織の育成・強化及び指導者の養成を図る必要がある。

目標2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

最悪の事態 2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定1】食料・飲料水等が枯渇する

【想定2】救援物資が届かない

① 災害時応援協定等の締結

県内の自治体間及び県境を越えた広域圏の自治体間や友好都市間での災害時応援協定をはじめ、民間事業者等と物資提供協定を締結するなど連携強化に努めている。

➤ 今後も連携強化に努めるとともに、定期的な訓練の実施などにより、対応力の向上を図る必要がある。

② 避難所の備蓄・設備強化

発電機や投光器、避難所運営キットなどを各避難所へ配備している。

➤ 配備した発電機等の適切な維持管理に努める必要がある。

➤ 備蓄の品目や数量について、女性と男性のニーズの違いや、妊産婦や子ども・子育て家庭のニーズに配慮する必要がある。

③ 物資調達協定等の締結

非常時の物資供給を確保するため、民間事業者と災害時の食料・物資提供に関する協定を締結している。

➤ 事業者との協議を行うなど、より一層連携を深めていく必要がある。

④ 幹線道路整備の促進

市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備と適切な維持管理が求められているが、急勾配・急カーブ等の未整備箇所がある。

➤ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮しながら、複数の幹線道路ネットワークを整備する必要がある。

⑤ 橋梁等の道路構造物の適切な管理 **【1-1⑩再掲】**

橋梁、トンネル及び大型カルバートについては、個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定し、道路法に基づく5年に1回の近接目視による定期点検を実施している。各長寿命化修繕計画及び定期点検結果に基づき必要な修繕等を実施している。

➤ 今後増大する橋梁等の道路構造物の老朽化に伴い、従来の対症的な修繕を継続した場合には維持管理コストが膨大になることが見込まれ、適切な維持管理が困難になる恐れがある。災害時に救助や救援活動等が迅速に行えるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

⑥ 防災訓練等の実施

市が行う防災訓練のほか、各地域において各種訓練を実施するなど、日ごろから災害に備えている。また、消防・防災セミナー等の講習会も実施して備えている。

- ▶ 災害発生時は、住民が自主的に行動することが重要であることから、今後も防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるために、消防・防災セミナーや防災訓練等に取り組む必要がある。

⑦ 避難所の運営

要配慮者や感染症対策に配慮した訓練を実施し、適切な運営ができるよう備えている。

- ▶ 新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行されたが、引き続き、避難所内での感染防止対策は必要であることから、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき感染防止に留意した避難所運営訓練に取り組む必要がある。

⑧ 上水道施設の適切な管理

一関市水道施設整備計画に基づき、老朽化した施設の更新と耐震化を進めている。

- ▶ 今後も計画的な更新と適切な維持管理を行い、安全な水道供給の持続を図る必要がある。

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【想定1】孤立地区の被害状況を把握できない

【想定2】孤立状態が解消できない

① 連絡体制の強化【1-4③再掲】

交通や情報の遮断により、孤立するおそれのある地区がある。

- ▶ 孤立のおそれがある地区において、確保した連絡手段を活用する訓練や、事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する必要がある。

② 道路ネットワークの構築

中心部と周辺部を結ぶ道路については、計画的に整備を進めているが、急勾配や急カーブなどの危険箇所が多くなっている。

- ▶ 今後も計画的な改良を進めるとともに、災害時にも機能するアクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

③ ヘリコプター離着陸場の確保

市内には22箇所の飛行場外離着陸場があり、有事の際、早期に対応できる体制を構築している。

- ▶ 地盤面の老朽化、付近植栽の影響等により、離着陸に障害が出る可能性があるため、緊急時に安全にヘリコプターが離着陸できる状態に管理しておく必要がある。

④ 要支援者支援計画の策定【1-5⑦再掲】

災害時に円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者名簿（基礎名簿）については、対象者を把握、確認した上で毎年度更新している。また、基礎名簿登載者のうち、個人情報の提供に同意した者の名簿（同意者名簿）を民生委員や行政区長などの避難支援等関係者に提供し、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進している。

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者の個別避難計画を市町村において作成することが努力義務化された。

➤ 個人情報の提供に同意する同意者名簿登載者が減少傾向にあり、制度の周知啓発に努める必要がある。また、できるだけ多くの要支援者の避難に関する具体的な支援方法などを定めた個別計画を作成する必要がある。

⑤ 事業者との協力によるドローンを活用した情報収集及び物資輸送支援（孤立集落対策）

交通が遮断され二次災害のおそれがある場合、職員等による情報収集及び物資輸送支援の代替としてドローンの活用が期待されている。

災害時に円滑かつ迅速にドローンを活用するには、平時から体制の確保やオペレーションの検討を進める必要がある。

➤ 市内でドローンを扱う事業者、団体等と災害時における無人航空機の活用に関する協定を締結するなどの体制を確保していく必要がある。

⑥ 橋梁等の道路構造物の適切な管理【1-1⑩再掲】

橋梁、トンネル及び大型カルバートについては、個別施設ごとの長寿命修繕計画を策定し、道路法に基づく5年に1回の近接目視による定期点検を実施している。各長寿命化修繕計画及び定期点検結果に基づき必要な修繕等を実施している。

➤ 今後増大する橋梁等の道路構造物の老朽化に伴い、従来の対症療法的な修繕を継続した場合には維持管理コストが膨大になることが見込まれ、適切な維持管理が困難になる恐れがある。災害時に救助や救援活動等が迅速に行えるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

最悪の事態 2-3 消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

【想定1】消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

【想定2】応急活動を行う人員が不足する

① 消防・救急体制の強化

ア 災害警戒・対応など、日ごろから消防団と連携を強化する取組を進めているほか、広域的な応援・連携により対応できるよう県内及び宮城・秋田両県の隣接各消

防本部と相互応援協定を締結している。また、消防車両や資機材を計画的に更新・整備するとともに、専門的な訓練を行い、災害対応力の向上に努めている。

➤ 消防団との連携強化を進めるとともに、救急・救助等の同時多発的な事案に対応できるよう、訓練等により消防団員の災害対応力の向上を進める必要がある。

イ 常備消防の庁舎整備については、必要な対策を実施しており、拠点施設が失われる可能性は低くなっているが、非常備消防の屯所整備については、老朽化が進んでいる箇所も認められる。

➤ 消防拠点施設の適切な維持管理に努め、機能低下を防止する必要があるほか、消防屯所については、計画的な整備を継続していく必要がある。

➤ 老朽化する消防施設、消防車両及び装備の計画的な整備を進めていく必要がある。

② 地域防災力の強化

少子高齢化、人口減少などの要因により、消防団員の確保が困難となっている。

➤ 消防団員の確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

③ 消防団員の技術力の向上

地域防災力の中核を担う消防団員の知識、技術の習得や資質向上を図るため、幹部研修を毎年実施している。

➤ 県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する必要がある。

最悪の事態 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

【想定 1】被災者が必要な医療を受けられない

【想定 2】避難所等が被災して使用できない

【想定 3】避難所等での良好な生活環境を確保できない

① 医療体制の強化

一関市医師会、一関歯科医師会及び一関薬剤師会と災害時の医療救護活動に関する協定を締結するなど、医療体制の確保に努めている。

➤ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、今後も保健所及び各医療機関と密接な連携を図る必要がある。

② 広域医療体制の構築

地震等の広域災害発生時の体制整備は進めているが、隣接する宮城県際市との連携についてはまだ体制が整備されていない。

➤ 経済圏・生活圏も踏まえ、隣接する宮城県際市（栗原市・登米市・気仙沼市）との医療連携についても進めていく必要がある。

③ 救急医療体制の確立

一関市医師会、一関歯科医師会及び一関薬剤師会とは既に協力・連携関係が構築されている。

➤ 避難行動要支援者に加え、要介護者や来訪者への対応が必要になる。

➤ 連携体制を「災害」という視点から、改めて見直すとともに、医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図り、両磐地域における災害時の救急医療体制の確立が必要である。

④ 災害時に向けた健康相談体制の構築

保健師、看護師、栄養士等が、家庭訪問等で市民からの健康相談や保健指導を実施している。

➤ 避難者の健康管理や生活環境の整備を行うため、保健師等による巡回相談、保健指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する必要がある。また、こころのケアを行う人材育成を行い、こころの健康相談の実施体制を確保する必要がある。

⑤ 性別に配慮した支援

避難生活による環境変化や役割の偏重などのストレスにより、心身に不調を来すケースがある。

➤ 日頃から、性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組むとともに相談体制の充実を図る必要がある。

⑥ 応急手当講習会等の開催

広域的かつ大規模な災害により多数の負傷者が発生した場合、公的機関の応急処置・搬送能力等を上回るおそれがある。

➤ 災害発生の初期は、地域住民が相互に応急手当を行うケースが想定されることから、講習会等の開催により、普及啓発に取り組む必要がある。

⑦ ライフライン寸断時の医療体制構築

電力、水道、通信等のライフラインが長期間寸断し、医療機関への受信や患者搬送など医療提供が著しく制限されることが予想される。

➤ ライフラインが寸断したケースを想定し、関係機関と連携した医療体制を構築する必要がある。

⑧ 避難所の維持管理

避難所に指定している公共施設については、緊急時に支障のないよう、適切な維持管理に努めている。

➤ 必要に応じて避難所の見直しを行い、計画的な維持修繕を進めていく必要がある。

⑨ 要支援者の受入態勢の強化

民間の福祉施設等と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、避難訓練の実施や福祉避難所開設時の費用支援など、要支援者の受入態勢の強化に努めている。

➤ 受入調整を速やかに行うため、要支援者の情報と福祉施設等の受入態勢の現状について把握する必要がある。

⑩ こども・子育て世帯に配慮した支援

妊婦や乳幼児、こどもは、災害発生後のストレスの影響を特に受けやすいことから、心身の不調を来すケースがある。

➤ 妊婦や乳幼児、こどもらが、安心して避難生活を送れるよう、避難所の環境整備を進めていく必要がある。

最悪の事態 2-5 被災地域における感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

① 感染症対策における健康管理の強化

生活環境の変化やストレスにより被災者の健康状態が悪化し、感染症の発生が予測される。

➤ 医師と保健師が連携し、被災者に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の低減を図る必要がある。

② 感染症対策における消毒薬等の備蓄

一関保健センターに、消毒薬やマスク等を備蓄し、消毒が必要になった場合、速やかに消毒を行い必要時消毒薬の配布を行っている。

➤ 汚染箇所が生じた場合、消毒を速やかに行うとともに、避難所等の衛生管理や感染症予防に関する普及啓発に努め大規模な感染症の発生を抑制する必要がある。

③ し尿処理体制の強化・連携

一関市地域防災計画に沿った対応を行っている。

➤ 災害廃棄物処理計画に基づき、平時から民間事業者とも連携して処理体制を構築する。

➤ し尿収集業者等との連携により、被災地での衛生環境の保全を図る必要がある。

➤ 避難所における避難者の生活に支障が生じないように、必要な数の仮設トイレを確保し、設置する必要がある。また、設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集・処

理を行うことが必要となる。

目標3 ickanarudaikeimokuzinranaisaigakigakushiyoutomonihiyainokukanaikanzaimonokakusaku

さいakuokunaijissai3-1 ikanzaimonokunaijissai3-1 ikanzaimonokunaijissai3-1 ikanzaimonokunaijissai3-1

【想定1】市庁舎等が損壊する

【想定2】業務が継続できない

【想定3】市庁舎等が停電する

① 防災拠点施設となる庁舎等の維持管理と機能強化

災害時に防災拠点施設となる、本庁舎、各支所、消防署及び消防分署については耐震化済みである。

➤ 耐震化済みの庁舎等については、適切な維持管理に努めるとともに、情報収集・発信手段の多様化に応じた設備改修など、防災拠点施設としての機能強化を図る必要がある。

➤ 非常用発電設備については、災害時に必要な容量及び稼働時間が確保できるよう、設備の更新や燃料タンクの増設も含め機能強化の検討が必要である。

② 業務継続計画の策定

重要業務を継続するため、毎年度、各部署において業務継続計画を策定している。

➤ 引き続き、災害時に重要業務を継続するため、毎年度、業務継続計画を策定する必要がある。

③ 住民データの保全

住民の税情報などを含めた行政情報データは、自治体クラウド上に保存し、適切にバックアップを確保している。

➤ 情報システム部門が被災した場合の復旧等について、迅速な対応をしていくため詳細に示しておく必要がある。

④ コミュニティFMの整備と活用【1-5③再掲】

ア コミュニティFMの聴取エリアは、市内全域となるよう受信障害対策中継局を整備するとともに非常用発電設備も整備し、中継局への伝送経路を二重化している。

➤ 放送設備及び非常用発電設備を適切に維持管理していく必要がある。

イ 災害時における緊急放送に関する協定を放送事業者と締結し、災害情報を発信している。

➤ 災害時の情報発信について、放送事業者と連携しながら、今後とも適切に運用していく必要がある。

⑤ 情報の収集・伝達手段の確保・充実

情報提供手段の確保は計画的に取り組を進めており、情報収集手段についても国や県などの関係機関と連携を取りながら体制を整えている。

- ▶ 情報提供体制の充実を図り、災害情報の伝達手段の多様化を進めながら、市民へ情報提供手段の周知を図る必要がある。
- ▶ 防災拠点の被災を想定した伝達体制の整備を進める必要がある。

⑥ 情報通信施設の確保

市内の公共施設を光ファイバーのネットワーク網（地域イントラネット）を整備しており、市役所と支所の間（幹線）はループ状のネットワークを構築している。

- ▶ 情報通信施設は、24時間対応の保守管理を行っている。
- ▶ ネットワーク網の適切な維持管理を行い、災害に強い情報通信網を構築する必要がある。

⑦ 協働のまちづくりの推進

34の市民センターを単位として、現在33の地域協働体が設立されており、地域における地域協働の調整、推進役となっている。また、市民センターの地域管理を推進しており、現在、32の市民センターが地域による指定管理となっている。

- ▶ 地域協働体が設立されていない地域は、自治会及び自主防災組織等に対する組織力及び実行力の向上に係る支援が必要であり、また、地域協働体が設立されている地域に対しては、地域協働のメインパートナーとして、地域協働体に対する組織力及び実行力の向上に係る支援が必要である。

⑧ 停電時の行政機能の確保

本庁及び各総合支所に非常用自家発電装置を設置しており、停電時であっても概ね3日間連続して電力の供給が可能である。また、燃料確保のための協定も締結している。

目標4 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 4-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

【想定】サプライチェーンが寸断される

① 民間企業等における事業継続計画（BCP）の普及

企業活動を継続するための事業継続計画（BCP）の普及と策定・運用を目的としたセミナーを開催している。

- ▶ 自然災害や新型コロナウイルス等感染症などの危機的事象に備え、あらかじめ対処の方策について定める事業継続計画（BCP）策定などのリスクマネジメントの

向上に努める必要がある。

② 被災企業への金融支援

罹災した企業者が早期に事業を再開できるよう、市の利子・保証料補給制度の創設や金融相談窓口を設置する。

- ▶ 国や県が創設する災害対応関連融資制度に合わせ、利子・保証料補給制度の取扱いを開始する必要がある。
- ▶ 被災企業の早期復旧や円滑な資金繰りを支援するため、金融機関や商工団体と連携し、金融相談窓口を設置する。

最悪の事態 4-2 食料等の安定供給の停滞

【想定 1】緊急輸送道路やそれを補完する市道等が被災し、市内外からの食糧等物資の供給が停止する

【想定 2】同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、農業資材や家畜飼料等の供給が滞り、農業生産活動ができない事態が発生する

① 電柱等の倒壊防止【1-1⑧再掲】

道路敷地内又は沿道の電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。

- ▶ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。また、緊急輸送道路における無電柱化に向けて事業者との協議を進める必要がある。

② 橋梁等の道路構造物の適切な管理【1-1⑩再掲】

橋梁、トンネル及び大型カルバートについては、個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定し、道路法に基づく5年に1回の近接目視による定期点検を実施している。各長寿命化計画及び定期点検結果に基づき必要な修繕等を実施している。

- ▶ 今後増大する橋梁等の道路構造物の老朽化に伴い、従来の対症療法的な修繕を継続した場合には維持管理コストが膨大になることが見込まれ、適切な維持管理が困難になる恐れがある。災害時に救助や救援活動等が迅速に行えるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。

③ 除雪体制の強化【1-4①再掲】

除雪計画に基づき、直営による作業や県との連携除雪、民間事業者や自治会との委託作業や導入している除雪管理システムを活用し、速やかな除雪作業の体制を整えている。

- ▶ 受託する民間事業者や自治会などの、高齢化などによるオペレーター不足などから、体制の維持・確保が必要である。

④ 民間企業等における事業継続計画の普及【4-1①再掲】

企業活動を継続するための事業継続計画の普及と策定・運用を目的としたセミナーを開催している。

- ▶ 自然災害や新型コロナウイルス等感染症などの危機的事象に備え、あらかじめ対処の方策について定める事業継続計画（BCP）策定などのリスクマネジメントの向上に努める必要がある。

最悪の事態 4-3 農地・森林等の荒廃による被害拡大

【想定】農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

① 農林業の後継者等の育成

農林業等においては、従事者の高齢化、後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。

- ▶ 国の支援制度等により、後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進めるとともに、担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。

② 農地整備の促進【1-2②再掲】

耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水調節機能が低下している。

- ▶ 耕作放棄地等の荒廃農地の増加を防ぎ農業経営の安定化を図るため、農地整備を促進する必要がある。

③ 農業用施設とため池の適正管理【1-3②再掲】

農業用施設の老朽化と施設管理団体の高齢化と管理者なしため池の発生が進んでおり、適正な管理の低下が懸念される。

- ▶ 防災重点ため池を中心とした施設の適正な維持管理を促進する必要がある。

④ 治山事業の促進【1-3③再掲】

森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生している。

- ▶ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。

⑤ 森林保全事業の促進【1-3④再掲】

木材価格の低迷、生産経費の上昇等により、手入れがされない又は全伐後の植林がなされない森林が増加している。また、森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等が懸念される。

- ▶ 間伐・植林・森林保全作業の促進が必要である。

目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

最悪の事態 5-1 情報通信機能の長期停止

【想定】テレビが映らない、ラジオが聴こえない、電話が通じない

① テレビ・ラジオの難視聴解消

災害時に市民が情報収集を行う必要がある。

- 国の無線システム普及支援事業費等補助金や各種起債事業を活用し、辺地共聴施設の改修や維持管理、市が保有する無線共聴施設（GF）及び地上デジタル放送波中継システムの更新等を行い、テレビ難視聴の解消に取り組む必要がある。
- 各種起債事業を活用し、一関コミュニティFM放送設備の更新を行い、ラジオ難聴の解消に取り組む必要がある。

② 携帯電話等エリアの保全

携帯電話不感地域解消のため、国や県の補助事業を活用し、移動通信用鉄塔（携帯基地局）を整備している。

- 移動通信用鉄塔を使用している通信事業者等と連携し、移動通信用鉄塔（携帯基地局）の保全に努める必要がある。

③ ブロードバンド利用環境の保全

通信事業者の協力を受けて国の高度無線環境整備推進事業を活用し、市内の光ファイバー未整備エリアを解消している。

- 超高速ブロードバンドを有事の際の情報収集手段として、市内の多くの世帯が利用できるよう、通信事業者と連携し、現状のブロードバンド利用環境の保全に努める必要がある。

最悪の事態 5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止

【想定】ライフラインが寸断される

① ライフラインの寸断時のバックアップ体制構築【再掲 2-4⑦】

非常用発電設備等、電気については各施設で整備が進んでいるが、水道・ガス・通信が寸断された場合の対応については脆弱な部分がある。

- 電気・水道・通信などのライフラインが寸断したケースを想定し、関係機関と連携した医療体制を構築する必要がある。

② 省エネルギー住宅の普及・推進

- 一関市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、エネルギーコストや環境負荷の低

減、ヒートショック防止などに向けた高気密高断熱の住宅整備の普及を図る必要がある。

③ 再生可能エネルギーの導入促進

- 一関市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、災害時に自立的なエネルギーとなることが期待される再生可能エネルギーについて、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。

最悪の事態 5-3 上下水道施設等の長時間にわたる供給停止

【想定】ライフラインが寸断される

① ライフラインの寸断時のバックアップ体制構築【再掲 5-1①】

非常用発電設備等、電気については各施設で整備が進んでいるが、水道・ガス・通信が寸断された場合の対応については脆弱な部分がある。

- 電気・水道・通信などのライフラインが寸断したケースを想定し、関係機関と連携した医療体制を構築する必要がある。

② 上水道施設の適切な管理【2-1⑧再掲】

一関市水道施設整備計画に基づいて、老朽化した施設の更新と耐震化を進めている。

- 今後も計画的な更新と適切な維持管理を行い、安全な水道供給の持続を図る必要がある。

③ 下水道施設の適切な管理

下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検・改修を進めている。

- 下水道施設の耐震性能の確保や浸水対策等適切な維持管理に努める必要がある。

最悪の事態 5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【想定】道路網が寸断される

① 公共交通体制の強化

災害時の運行は、各運行事業者の判断に委ねている。

- 運行ルート of 被災状況を運行事業者に速やかに伝えるための体制を整備する必要がある。また、災害時における公共交通の運行情報を速やかに利用者に提供する体制を整備する必要がある。

② 交通ネットワークの形成

道路や線路、公共交通機関自体が被災した場合は運休となり、利用者の移動が制限され、帰宅困難者の発生が想定される。

- 公共交通の運休時における代替輸送の実施や、被災箇所を迂回するバスの運行な

災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、廃棄物を分別して仮置できる仮置場を確保している。

➤ 公共施設敷地等を利用した仮置場の確保と廃棄物処理施設整備に併せた仮置場の整備を行う必要がある。

③ 廃棄物処理施設の整備と適切な管理

一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき対応を行っている。

➤ 一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、災害に備えた地域の防災拠点としての廃棄物処理施設の整備・維持を進めることが必要である。

➤ 廃棄物処理施設の整備後は、計画的な維持・補修及び改修により長寿命化を図りながら、環境に配慮した廃棄物の適正処理を併せて進めることが必要である。

最悪の事態 6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

【想定】ボランティアの受入れが円滑に進まない

① ボランティア受入態勢の整備

ボランティア活動に対しては、その自主性を尊重しつつ、その活動の円滑な実施が図られるよう支援している。

➤ 社会福祉協議会等との連携を強化し、被災地におけるボランティア活動のニーズ把握とボランティアの受入態勢の整備をする必要がある。

② 子育て支援の充実

災害初期から再建までの期間においては、保護者が身近に相談できる場所や、子どもたちの安全・安心な居場所の確保等、子育ての環境整備が求められている。

➤ 「被災者の子育て」の視点に立ったきめ細かいサービスの提供のため、保育施設の活用、学校との連携、保育士等の資格を有したボランティアの協力等により、保護者が相談できる場所、託児サービス等により保護者が休息できる体制、子どもたちの安全・安心な居場所づくりが必要である。

③ 芸術文化の振興とスポーツの推進

災害からの再建期間においては、被災者の心をケアすることが重要である。

➤ 心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツの振興を進める必要がある。

④ 豊かな心を育む教育の充実

郷土に対する愛着や誇り、国際社会に対応した人材育成が求められている。

➤ 本市の自然、歴史、先人を学び、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、交流体験等により国際社会に対応した人材育成を図る必要がある。

⑤ 労働力の確保と人材育成

新規高卒者の管内就職率は50%未満で推移しているほか、企業が求める人材像と求職者のミスマッチなどから、企業の労働力確保が困難になっている。

➤ 若者の地元企業に対する理解を促し、企業と求職者のマッチング機能を高めることにより、若者の地元就職や就業定着、女性や高齢者、障がい者が活躍できる雇用を推進する必要がある。

⑥ 農林業の後継者等の育成【5-3①再掲】

農林業においては、従事者の高齢化、後継者不足等により、事業継承が難しくなっている。

➤ 国の支援制度等により、後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進めるとともに、担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる必要がある。

最悪の事態 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する

① 緊急速報メール、SNS等による情報伝達手段の整備【1-5②再掲】

住民への情報伝達手段として、緊急速報メール、ホームページ、SNS、FMあすも、広報車による広報など、複数の手段を整備している。また、FMあすも専用ラジオの全戸配布が完了している。

➤ 災害情報の伝達手段の冗長化を進めつつ、市民等に対し、情報提供手段の周知を図る必要がある。

② 地域コミュニティの再構築

人口減少や少子・高齢化により、地域コミュニティが弱体化してきており、従来の自治会単位では、復旧・復興に携わる人材確保が難しい。

➤ 人材不足を相互に補う補完機能の強化が必要である。

③ 協働のまちづくりの推進【3-1⑦再掲】

34の市民センターを単位として、現在33の地域協働体が設立されており、地域における地域協働の調整、推進役となっている。また、市民センターの地域管理を推進しており、現在、32の市民センターが地域による指定管理となっている。

➤ 地域協働体が設立されていない地域は、自治会及び自主防災組織等に対する組織

力及び実行力の向上に係る支援が必要であり、また、地域協働体が設立されている地域に対しては、地域協働のメインパートナーとして、地域協働体に対する組織力及び実行力の向上に係る支援が必要である。

④ 一関市防災指導員（A I D）の養成【1-5④再掲】

災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、自主防災組織の活動を活発にするため、防災リーダーとなる一関市防災指導員（A I D）を養成している。

➤ 一関市防災指導員（A I D）を養成し、地域の防災力向上を図る必要がある。

第5章 脆弱性評価結果に基づく対応方策

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、一関市の強靱化に向けて取り組むべき「起きてはならない最悪の事態ごとの対応方策」及び「施策分野ごとの対応方策」は次のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための対応方策

目標1 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、直接死を最大限防ぐ
最悪の事態 1-1 地震等による建築物の大規模倒壊や火災による死傷者の発生（二次災害を含む）
【想定1】耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する 【想定2】建築物等の倒壊により被害が拡大する 【想定3】市街地で大規模な火災が発生する 【想定4】火災の発生に気づかない、逃げ遅れる
① 公立学校施設の予防保全及び機能強化 <ul style="list-style-type: none">学校施設の適切な維持管理を進める。避難所としての機能強化を図る。
② 住宅の耐震化 <ul style="list-style-type: none">一関市耐震改修促進計画などに基づき、住宅の耐震化を進める。
③ 空家等対策の推進 <ul style="list-style-type: none">空家等の適正管理の周知や移住定住施策などを進める。空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、必要な措置を行う。
④ 公共施設の機能強化 <ul style="list-style-type: none">公共施設等総合管理計画第1期中期計画（令和8年度まで）により、計画的な施設の維持・修繕に取り組む。
⑤ 社会教育施設の機能強化 <ul style="list-style-type: none">災害時の避難所であっても耐震化が図られていない施設があることから、耐震改修や環境整備などを進めるとともに、必要に応じて避難所の見直しを行っていく。
⑥ 危険な避難路の解消による都市機能強化 <ul style="list-style-type: none">狭あい道路の解消などを進める。ブロック塀等安全確保事業により、避難路沿道にある危険なブロック塀等の除却を促進し、危険な避難路の解消を進める。

⑦ 都市公園の防災機能強化

- ・ 指定緊急避難場所となる都市公園については、適切な維持管理に努めるとともに、防災機能の強化を図る。

⑧ 電柱等の倒壊防止

- ・ 既存電柱の倒壊防止対策や無電柱化に向けた事業者との協議を進める。

⑨ 公営住宅の老朽化対策

- ・ 適切な維持管理に努めるとともに、一関市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な改修を進める。
- ・ 一関市住宅政策基本計画に基づき、適切な戸数や配置等を進める。

⑩ 橋梁等の道路構造物の適切な管理

- ・ メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。

⑪ 高齢者施設等の防災・減災対策の促進

- ・ 利用者の安全確保のための耐震化や水害に備えた改修、施設機能を維持するための自家発電設備や給水設備等の整備を促進する。

最悪の事態 1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

【想定 1】河川堤防などの構造物が損傷する

【想定 2】浸水地域に要救助者が取り残される

① 各種防災マップの活用

- ・ 消防・防災セミナーで事前行動計画（マイ・タイムライン）や図上訓練を通じて、各種防災マップの活用を図る。
- ・ 平仮名や、やさしい日本語、各種外国語版の防災マップの作成と活用を図る。

② 農地整備の促進

- ・ 農地整備を促進する。
- ・ 農道の長寿命化計画の作成を検討し、施設の維持管理に努める。

③ 国・県管理河川改修の促進

- ・ 早期の事業完了を国、県に働きかける。

④ 市管理河川の適切な管理

- ・ 洪水被害に対する河川の流下能力や安全度を回復するため、河川内の体積土砂の除去及び樹木伐採を継続して実施する。
- ・ 河川の災害発生の予防や拡大防止を図るため、部分的に損壊している河川の修繕

を推進する。

最悪の事態 1-3 大規模な火山噴火・土砂災害等による多数の死傷者の発生

【想定】市民が崖崩れ等に巻き込まれる

① 各種防災マップの活用【1-2①一部再掲】

- ・ 消防・防災セミナーで事前行動計画（マイ・タイムライン）や図上訓練を通じて、各種防災マップの活用を図る。
- ・ 栗駒山の火山対策については、今後とも避難体制強化のための対応策を進める。
- ・ 平仮名や、やさしい日本語、各種外国語版の防災マップの作成と活用を図る。

② 農業用施設とため池の適正管理

- ・ 農業施設の維持管理計画の作成を検討し、施設の維持管理に努める。
- ・ ため池の調査を進め、防災重点ため池を中心とした防災減災事業の進捗及びため池廃止について促進を図る。

③ 治山事業の促進

- ・ 予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。
- ・ 林道の長寿命化計画を作成し、施設の適正な維持管理を促進する。
- ・ 土砂流出等を防ぐため、森林整備事業により間伐等を促進する。

④ 森林保全事業の促進

- ・ 森林組合や所有者等に対し、間伐・植林・森林保全作業の啓発と促進を図る。

⑤ 土砂災害警戒区域等の周知・解消

- ・ 土砂災害ハザードマップにより、危険箇所等を住民に周知することにより、豪雨時など早期の避難を促す。
- ・ 県へ急傾斜地崩壊対策事業の促進を要望する。
- ・ 災害発生が予測される場合、気象情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を活用し、適切な避難情報の発令に努める。
- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める。
- ・ 市街地整備事業により変動予測調査を進め、大規模盛土造成地における被害の軽減に努める。

最悪の事態 1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【想定】道路が雪で交通不能になる

① 除雪体制の強化

- ・ 住民との協力体制の構築や県との連携除雪、委託業者の参画などの協力依頼を継続して行い、体制強化を図る。

② 交通対策の強化

- ・ 住民との協力体制の構築を進める。

③ 連絡体制の強化

- ・ 交通途絶時の連絡体制として、SNS等を活用した通信手段の確保及び活用訓練を実施する。
- ・ 事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する。

最悪の事態 1-5 情報伝達の不備・麻痺・長期停止等の情報伝達機能の低下や避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生

【想定1】関係機関の情報が途絶する

【想定2】市民へ情報伝達ができない

【想定3】避難の遅れにより死傷者が発生する

① 関係行政機関等による情報共有体制の強化

- ・ 被害の軽減や迅速な応急救助が図られるよう、今後も衛星回線を使用した防災行政情報通信ネットワークや災害情報システムによる関係機関との連絡体制の維持に努める。

② 緊急速報メール、SNS等による情報伝達手段の整備

- ・ 多様な情報伝達手段を確保し、周知に向けた取組を進める。

③ コミュニティFMの整備と活用

- ・ 放送設備等の適切な維持管理に努める。
- ・ 災害時の情報発信について、放送事業者と連携しながら適切な運用を図る。

④ 一関市防災指導員（A I D）の養成

- ・ 防災に関する住民意識の高揚と、自主防災組織の防災活動を指導する一関市防災指導員（A I D）の養成強化を行うなど、地域の防災力向上を図る。

⑤ 防災教育の推進

- ・ 授業時間以外の避難訓練や地域と連携した避難訓練などを実施する。
- ・ 東日本大震災の経験を風化させないよう、「復興教育」の充実を図る。

⑥ 地域支援体制の強化

- ・ 高齢者福祉施設などを運営する社会福祉法人などと、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結の上、施設を確保し要配慮者の受け入れ可能人数を増やす。
- ・ 福祉避難所の受入方法や受入態勢、移動手段などにおける課題を改善して一連の流れを円滑に行うことができるようにする。
- ・ 協定締結法人との会議や研修会を継続して開催し、連携の強化と課題の共有など

に努める。

⑦ 要支援者支援計画の策定

- ・ 基礎名簿の更新、避難支援等関係者への同意者名簿の提供を行い、要支援者の避難支援を推進する。
- ・ 制度の周知・啓発に努める。
- ・ 避難支援等関係者と連携して、個別計画の作成に努めるとともに、計画による要支援者の避難支援の実施体制を強化する。

⑧ 自主防災組織の育成・強化

- ・ 自主防災組織の結成に向けた支援に取り組む。
- ・ 一関市防災指導員（A I D）の養成を図る。

目標 2 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

最悪の事態 2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

【想定 1】 備蓄など食料・飲料水等が枯渇する

【想定 2】 救援物資が届かない

① 災害時応援協定等の締結

- ・ 連携強化に努めるとともに、対応力の向上を図る。

② 避難所の備蓄・設備強化

- ・ 避難所に毛布のほか簡易テントやレジャーシート等を配備して、避難した住民の生活環境に配慮する。
- ・ 妊産婦や子ども、子育て家庭など住民のニーズを、可能な限り備蓄整備に反映する。

③ 物資調達協定等の締結

- ・ 社会状況の変化を踏まえ、事業者と連携を深める。

④ 幹線道路整備の促進

ア 国・県道

- ・ 災害に備えた道路ネットワークの多重化・代替性の確保のため、計画的かつ早期の整備を、国・県に働きかける。

イ 市道

- ・ 交通拠点や主要拠点へ向かう幹線道路へのアクセス道路の複数化など、道路ネ

ットワークの整備を計画的に進める。

- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないように配慮し整備を進める。

⑤ 橋梁等の道路構造物の適切な管理【1-1⑩再掲】

- ・ メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。

⑥ 防災訓練等の実施

- ・ 防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、消防・防災セミナーや防災訓練等に取り組む。
- ・ 市民、関係機関と連携し、災害時等の応急給水・応急復旧訓練を継続的に実施し、防災・減災意識の浸透と水道の重要性についての理解促進を図る。

⑦ 避難所の運営

- ・ 要配慮者や感染症対策に配慮した訓練を実施し、適切な避難所運営に取り組む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行されたが、引き続き避難所内での感染防止対策は必要であることから、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき感染防止に留意した避難所運営訓練に取り組む。

⑧ 上水道施設の適切な管理

- ・ 大規模災害時における水道供給確保と断水期間短縮のため、老朽化した浄水場、配水池の更新と併せ、基幹管路(導水管、送水管)及び重要給水施設への配水管等の計画的な耐震化を進める。
- ・ 市民、関係機関と連携し、災害時等の応急給水・応急復旧訓練を継続的に実施し、防災・減災意識の浸透と水道の重要性についての理解促進を図る。

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【想定1】孤立地区の被害状況を把握できない

【想定2】孤立状態が解消できない

① 連絡体制の強化【1-4③再掲】

- ・ 交通途絶時の連絡体制として、SNS等を活用した通信手段の確保及び活用訓練を実施する。
- ・ 事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する。

② 道路ネットワークの構築

ア 県道

- ・ 災害に備えた道路ネットワークの多重化・代替性確保のため、計画的かつ早期の整備を、県に働きかける。

イ 市道

- ・ 交通拠点や主要拠点へ向かう幹線道路へのアクセス道路の複数化など、道路ネットワークの整備を計画的に進める。
- ・ 地域拠点と集落の輸送等を支える道路の整備を計画的に進める。

③ ヘリコプター離着陸場の確保

- ・ ヘリコプターによる救助に備え、離着陸場の定期的な調査及び補修を含めた維持管理に努める。

④ 要支援者支援計画の策定【1-1再掲】

- ・ 基礎名簿の更新、避難支援等関係者への同意者名簿の提供を行い、要支援者の避難支援を推進する。
- ・ 制度の周知・啓発に努める。
- ・ 避難支援等関係者と連携して、個別計画の作成に努めるとともに、計画による要支援者の避難支援の実施体制を強化する。

⑤ 事業者との協力によるドローンを活用した情報収集及び物資輸送支援（孤立集落対策）

- ・ 市内でドローンを扱う事業者、団体等と災害時における無人航空機の活用に関する協定を締結するなど、体制の確保を図る。

⑥ 橋梁等の道路構造物の適切な管理【1-1⑩再掲】

- ・ メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。

最悪の事態 2-3 消防等の被災・エネルギー途絶等による救助・救急活動の絶対的不足

【想定1】消防庁舎の被災等により応急活動機能を喪失する

【想定2】応急活動を行う人員が不足する

① 消防・救急体制の強化

- ・ 実践的な訓練等を実施し、消防職員や消防団員の災害対応力の向上を図る。
- ・ 消防車両や資機材の計画的な更新を進める。
- ・ 消防庁舎の定期的な点検と適切な修繕や維持管理に努める。
- ・ 防火水槽や消火栓などの消防水利の整備等を推進し、消防力の向上を図る。
- ・ 消防屯所の計画的な整備に努める。

- ・ 消防屯所の定期的な点検と適切な修繕や維持管理に努める。
- ② 地域防災力の強化
- ・ 消防団員確保に努める。
 - ・ 自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。
- ③ 消防団員の技術力の向上
- ・ 幹部研修を実施する。
 - ・ 県消防学校での消防団員を対象とした教育訓練の受講を推進する。

最悪の事態 2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療・福祉機能等の麻痺

【想定 1】被災者が必要な医療を受けられない

【想定 2】避難所等が被災して使用できない

【想定 3】避難所等での良好な生活環境を確保できない

- ① 医療体制の強化
- ・ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、保健所及び各医療機関と密接な連携を図る。
- ② 広域医療連携の構築
- ・ 隣接する宮城県際市（栗原市・登米市・気仙沼市）との医療連携に努める。
- ③ 救急医療体制の確立
- ・ 医療・保健・福祉の関係機関と情報共有を図り、両磐地域における災害時の救急医療体制の確立に向けた検討を進める。
- ④ 災害時に向けた健康相談体制の構築
- ・ 保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を整備する。
 - ・ こころのケアを行う人材の育成を行い、こころの健康相談の実施体制を確保する。
- ⑤ 性別に配慮した支援
- ・ 性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。
 - ・ 相談体制の充実を図る。
- ⑥ 応急手当講習会等の開催
- ・ 講習会等の開催により、応急手当の普及啓発に取り組む。
- ⑦ ライフライン寸断時の医療体制構築
- ・ 電気・水道・通信などのライフラインが寸断したケースを想定し、関係機関と連

携した医療体制を構築する。

⑧ 避難所の維持管理

- ・ 避難所に指定している公共施設については、必要に応じて避難所の見直しを行うとともに、計画的な維持修繕を進める。

⑨ 要支援者の受入態勢の強化

- ・ 要支援者の情報と福祉施設等の受入態勢の現状について、定期的に調査を実施し、関係機関との情報共有を図る。

⑩ こども・子育て世帯に配慮した支援

- ・ 避難所に、授乳室や乳幼児等の食事づくりや排せつ処理のための設備、こどもが安心して遊べるスペースの確保など環境整備を進める。

最悪の事態 2-5 被災地域における感染症等の大規模発生

【想定】避難所で感染症が集団発生する

① 感染症対策における健康管理の強化

- ・ 手洗い等衛生管理の普及啓発を行うとともに、消毒液等衛生資材の確保を図る。
- ・ 避難所では、被災者の健康チェックを実施し、感染症が疑われるような症状がみられた場合は、速やかに医師の診察を受けさせるとともに隔離するなど感染拡大に努める。

② 感染症対策における消毒薬等の備蓄

- ・ 消毒薬やマスク等を備蓄するとともに、消毒薬の使用法や感染症対策に関する市民向け説明資料を用意しておく。
- ・ 備蓄した消毒薬等の使用期限を確認し、適宜補充する。

③ し尿処理体制の強化・連携

- ・ 一関市地域防災計画及び一関市災害廃棄物処理計画に基づき、平時から民間事業者とも連携して処理体制を構築する。
- ・ 避難所における避難者の生活に支障が生じないように、必要な数の仮設トイレを確保し設置する。また、設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集と処理を行う。

目標 3 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、必要不可欠な行政機能を確保する

最悪の事態 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

【想定 1】市庁舎等が損壊する

【想定 2】業務が継続できない

【想定 3】市庁舎等が停電する

- ① 防災拠点施設となる庁舎等の維持管理と機能強化
 - ・ 耐震化済みの庁舎等については、適切な維持管理に努める。
 - ・ 非常用発電設備の整備や情報収集・発信手段の多様化など、防災拠点としての機能強化を図る。
- ② 業務継続計画の策定
 - ・ 重要業務を継続するため、毎年度、業務継続計画を策定する。
- ③ 住民データの保全
 - ・ より災害に強い情報システムの構築を図る。
 - ・ 情報システム部門の復旧等を行うための対応計画を策定する。
- ④ コミュニティFMの整備と活用【1-5③再掲】
 - ・ 放送設備等の適切な維持管理に努める。
 - ・ 災害時の情報発信について、放送事業者と連携しながら適切な運用を図る。
- ⑤ 情報の収集・伝達手段の確保・充実
 - ・ 災害時は、移動系防災行政無線を拠点間の連絡手段のほか、災害現場と本部・支部における連絡手段としても活用するものとし、平時においても移動系防災行政無線を業務の中で活用し、機会を捉え訓練を行うことで操作習熟に努める。
 - ・ テレビ会議システムを平時から業務の中で活用し、災害時において的確に運用できるよう取り組む。
 - ・ 災害時における有効かつ効果的な情報伝達方法を日々検討し、住民への周知を行う。
 - ・ 情報通信施設を適切に維持管理し、災害時においても安定的に運用できるよう努める。
- ⑥ 情報通信施設の確保
 - ・ 市内の公共施設を光ファイバーのネットワーク網（地域イントラネット）を整備しており、市役所と支所の間（幹線）はループ状のネットワークを構築している。
 - ・ 情報通信施設は、24時間対応の保守管理を行っている。
 - ・ ネットワーク網の適切な維持管理を行い、災害に強い情報通信網を構築する。
- ⑦ 協働のまちづくりの推進
 - ・ 協働推進アクションプラン、第2次地域協働推進計画に基づき、協働のまちづくりを進める。
- ⑧ 停電時の行政機能の確保
 - ・ 本庁及び各総合支所に非常用自家発電装置を設置しており、停電時であっても概ね3日間連続して電力の供給が可能である。また、燃料確保のための協定も締結し

ている。

目標 4 　いかなる大規模自然災害が発生しようとも、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 4-1 　サプライチェーンの寸断等による企業活動等の停滞

【想定】 サプライチェーンが寸断される

- ① 民間企業等における事業継続計画の普及
 - ・ 自然災害や新型コロナウイルス等感染症などの危機的事象に備え、あらかじめ対処の方策について定める事業継続計画（BCP）策定を支援する。
- ② 被災企業への金融支援
 - ・ 国や県が創設する災害対応関連融資制度に合わせ、利子・保証料補給制度の取扱いを開始する。
 - ・ 金融機関や商工団体と連携し、金融相談窓口を設置する。

最悪の事態 4-2 　食料等の安定供給の停滞

【想定 1】 緊急輸送道路やそれを補完する市道等が被災し、市内外からの食糧等物資の供給が停止した。

【想定 2】 同時多発的な山間部の道路斜面の崩壊、橋梁の落橋や、積雪による主要道路の通行困難により、農業資材や家畜飼料等の供給が滞り、農業生産活動ができない事態が発生した。

- ① 電柱等の倒壊防止【1-1⑧再掲】
 - ・ 既存電柱の倒壊防止対策や無電柱化に向けた事業者との協議を進める。
- ② 橋梁等の道路構造物の適切な管理【1-1⑩再掲】
 - ・ メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。
- ③ 除雪体制の強化【1-4①再掲】
 - ・ 住民との協力体制の構築や県との連携除雪、委託業者の参画などの協力依頼を継続して行い、体制強化を図る。
- ④ 民間企業等における事業継続計画の普及【4-1①再掲】
 - ・ 自然災害や新型コロナウイルス等感染症などの危機的事象に備え、あらかじめ対処の方策について定める事業継続計画（BCP）策定を支援する。

最悪の事態 4-3 　農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【想定】 農地・森林等の荒廃により防災機能が低下する

<p>① 農林業の後継者等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。 ・ 担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。 <p>② 農地整備の促進【1-2②再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地整備を促進する。 ・ 農道の長寿命化計画の作成を検討し、施設の維持管理に努める。 <p>③ 農業用施設とため池の適正管理【1-3②再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業施設の維持管理計画の作成を検討し、施設の維持管理に努める。 ・ ため池の調査を進め、防災重点ため池を中心とした防災減災事業の進捗及びため池廃止についても促進を図る。 <p>④ 治山事業の促進【1-3③再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。 ・ 林道の長寿命化計画を作成し、施設の適正な維持管理を促進する。 ・ 土砂流出等を防ぐため、森林整備事業により間伐等を促進する。 <p>⑤ 森林保全事業の促進【1-3④再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 森林組合や所有者等に対し、間伐・植林・森林保全作業の啓発と促進を図る。

<p>目標5 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる</p>
<p>最悪の事態 5-1 情報通信機能の長期停止</p> <p>【想定】テレビが映らない、ラジオが聴こえない、電話が通じない</p> <p>① テレビ・ラジオの難視聴解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に市民が情報収集を行えるよう、テレビ難視聴及びラジオ難聴の解消に取り組む。 <p>② 携帯電話等エリアの保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市が整備した移動通信用鉄塔（携帯基地局）を使用している通信事業者等と連携し、移動通信用鉄塔（携帯基地局）を適正に維持管理する。 <p>③ ブロードバンド利用環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通信事業者と連携し、現状のブロードバンド利用環境を維持する。
<p>最悪の事態 5-2 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止</p> <p>【想定】ライフラインが寸断される</p>

① ライフラインの寸断時の医療体制構築【再掲 2-4⑦】

- ・ 電気・水道・通信などのライフラインが寸断したケースを想定し、関係機関と連携した医療体制を構築する。

② 省エネルギー住宅の普及・推進

- ・ エネルギーコスト低減のため、省エネルギー住宅設備機器の導入や高气密高断熱住宅の普及を図る。

③ 再生可能エネルギーの導入促進

- ・ 施設や地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及・導入を進める。

最悪の事態 5-3 上下水道施設等の長時間にわたる供給停止

【想定】ライフラインが寸断される

① ライフラインの寸断時のバックアップ体制構築【再掲 2-4⑦】

- ・ 電気・水道・通信などのライフラインが寸断したケースを想定し、関係機関と連携した医療体制を構築する。

② 上水道施設の適切な管理【2-1⑧再掲】

- ・ 大規模災害時における水道供給確保と断水期間短縮のため、老朽化した浄水場、配水池の更新と併せ、基幹管路(導水管、送水管)及び重要給水施設への配水管等の計画的な耐震化を進める。
- ・ 市民、関係機関と連携し、災害時等の応急給水・応急復旧訓練を継続的に実施し、防災・減災意識の浸透と水道の重要性についての理解促進を図る。

③ 下水道施設の適切な管理

- ・ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検・改修を進める。
- ・ 下水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進め、耐震化・浸水対策を図る。

最悪の事態 5-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【想定】道路網が寸断される

① 公共交通体制の強化

- ・ 災害時の運行状況をリアルタイムで利用者に提供するための体制を整備する。
- ・ 災害時は、運行有無の判断を早めに行い、危険な運行にならないよう留意する。

② 交通ネットワークの形成

- ・ 災害時における公共交通の運行情報を速やかに利用者に提供するための体制を整備する。
- ・ 運行ルート上の被災状況を運行事業者に速やかに伝えるための体制を整備する。

③ 幹線道路整備の促進【2-1④再掲】

ア 国・県道

- ・ 災害に備えた道路ネットワークの多重化・代替性確保のため、計画的かつ早期の整備を、県に働きかける。

イ 市道

- ・ 交通拠点や主要拠点へ向かう幹線道路へのアクセス道路の複数化など、道路ネットワークの整備を計画的に進める。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

④ 道路ネットワークの構築【2-2②再掲】

ア 県道

- ・ 災害に備えた道路ネットワークの多重化・代替性確保のため、計画的かつ早期の整備を、県に働きかける。

イ 市道

- ・ 交通拠点や主要拠点へ向かう幹線道路へのアクセス道路の複数化など、道路ネットワークの整備を計画的に進める。
- ・ 地域拠点と集落の輸送等を支える道路の整備を計画的に進める。

⑤ 橋梁等の道路構造物の適切な管理【1-1⑩再掲】

- ・ メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。

目標6 いかなる大規模自然災害が発生しようとも、社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

最悪の事態 6-1 災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害廃棄物処理が滞る

① 災害廃棄物処理等の協力体制の整備

- ・ 大量に発生することが予想される災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、関係機関、民間事業者等と締結している協定について、随時必要な見直しを行う。

② 仮置き場の設置と運営

- ・ 災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、廃棄物を分別して仮置できる仮置場を確保するため、公共施設敷地等を利用した仮置場を確保しておく。また、廃棄物

処理施設整備に併せ仮置場の整備を行う。

- ・ 災害時に仮置場を設置した後は、廃棄物の品目毎に分別を行い、再資源化を考慮しながら、適切な管理を行う。

③ 廃棄物処理施設の整備と適切な管理

- ・ 一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、災害に備えた地域の防災拠点としての廃棄物処理施設の整備・維持を進める。
- ・ 廃棄物処理施設の整備後は、計画的な維持・補修及び改修により長寿命化を図りながら、環境に配慮した廃棄物の適正処理を併せて進めていく。

最悪の事態 6-2 復旧・復興を担う人材の絶対的不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】ボランティアの受入れが円滑に進まない

① ボランティア受入態勢の整備

- ・ 社会福祉協議会等との連携を強化し、想定する被災状況に応じて、あらかじめボランティアの受入態勢を整備する。

② 子育て支援の充実

- ・ 認定こども園、保育所、小学校等の連携を強化し、保護者が休息できる体制整備を図る。
- ・ こどもが安心して過ごせるよう受入態勢を整備する。

③ 芸術文化の振興とスポーツの推進

- ・ 芸術・文化・スポーツの振興を進める。

④ 豊かな心を育む教育の充実

- ・ 郷土に対する誇りと愛着を育む。
- ・ 国際社会に対応した人材育成を図る。

⑤ 労働力の確保と人材育成

- ・ 若者の地元企業に対する理解を促し、企業と求職者のマッチング機能を高めることにより、若者の地元就職及び就業定着を推進する。
- ・ 女性や高齢者、障がい者が活躍できる雇用を推進する。

⑥ 農林業の後継者等の育成【4-3①再掲】

- ・ 後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・ 担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

最悪の事態 6-3 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

【想定】災害時に地域コミュニティ機能が減退する

- ① 緊急速報メール、SNS等による情報伝達手段の整備【1-5②再掲】
 - ・ 多様な情報伝達手段を確保し、周知に向けた取組を進める。
- ② 地域コミュニティの再構築
 - ・ 人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。
- ③ 協働のまちづくりの推進【3-1⑦再掲】
 - ・ 協働推進アクションプラン、第2次地域協働推進計画に基づき、協働のまちづくりを進める。
- ④ 一関市防災指導員（A I D）の養成【1-5④再掲】
 - ・ 防災に関する住民意識の高揚と、自主防災組織の防災活動を指導する一関市防災指導員（A I D）の養成強化を行うなど、地域の防災力向上を図る。

2 施策分野ごとの対応方策

(1) 個別施策分野

総務分野	行政機能・防災・情報通信・公共交通	他
①	公共施設の機能強化【1-1④再掲】	
	<ul style="list-style-type: none">・ 公共施設等総合管理計画第1期中期計画（令和8年度まで）により、計画的な施設の維持・修繕に取り組む。	
②	社会教育施設の機能強化【1-1⑤再掲】	
	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時の避難所であっても耐震化が図られていない施設があることから、耐震改修や環境整備などを進めるとともに、必要に応じて避難所の見直しを行っていく。	
③	連絡体制の強化【1-4③再掲】	
	<ul style="list-style-type: none">・ 交通途絶時の連絡体制として、SNS等を活用した通信手段の確保及び活用訓練を実施する。・ 事前に世帯状況を把握した避難訓練などを実施する。	
④	緊急速報メール、SNS等による情報伝達手段の整備【1-5②再掲】	
	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な情報伝達手段を確保し、周知に向けた取組を進める。	
⑤	コミュニティFMの整備と活用【1-5③再掲】	
	<ul style="list-style-type: none">・ 放送設備等の適切な維持管理に努める。・ 災害時の情報発信について、放送事業者と連携しながら適切な運用を図る。	
⑥	災害時応援協定等の締結【2-1①再掲】	
	<ul style="list-style-type: none">・ 連携強化に努めるとともに、対応力の向上を図る。	

⑦ 避難所の備蓄・設備強化【2-1②再掲】

- ・ 避難所に毛布のほか簡易テントやレジャーシート等を配備して、避難した住民の生活環境に配慮する。
- ・ 妊婦やこども、子育て家庭など住民のニーズを、可能な限り備蓄整備に反映する。

⑧ 物資調達協定等の締結【2-1③再掲】

- ・ 社会状況の変化を踏まえ、事業者と連携を深める。

⑨ 避難所の運営【2-1⑦再掲】

- ・ 要配慮者や感染症対策に配慮した訓練を実施し、適切な避難所運営に取り組む。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は5類感染症へ移行されたが、引き続き避難所内での感染防止対策は必要であることから、避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき感染防止に留意した避難所運営訓練に取り組む。

⑩ ヘリコプター離着陸場の確保【2-2③再掲】

- ・ ヘリコプターによる救助に備え、離着陸場の定期的な調査及び補修を含めた維持管理に努める。

⑪ 避難所の維持管理

- ・ 避難所に指定している公共施設については、必要に応じて避難所の見直しを行うとともに、計画的な維持修繕を進める。

⑫ 消防・救急体制の強化【2-3①再掲】

- ・ 実践的な訓練等を実施し、消防職員や消防団員の災害対応力の向上を図る。
- ・ 消防車両や資機材の計画的な更新を進める。
- ・ 消防庁舎の定期的な点検と適切な修繕や維持管理に努める。
- ・ 防火水槽や消火栓などの消防水利の整備等を推進し、消防力の向上を図る。
- ・ 消防屯所の計画的な整備に努める。
- ・ 消防屯所の定期的な点検と適切な修繕や維持管理に努める。

⑬ 防災拠点施設となる庁舎等の維持管理と機能強化【3-1①再掲】

- ・ 耐震化済みの庁舎等については、適切な維持管理に努める。
- ・ 非常用発電設備の整備や情報収集・発信手段の多様化など、防災拠点としての機能強化を図る。

⑭ 業務継続計画の策定【3-1②再掲】

- ・ 重要業務を継続するため、毎年度、業務継続計画（BCP）を策定する。

⑮ 住民データの保全【3-1③再掲】

- ・ より災害に強い情報システムの構築を図る。

- ・ 情報システム部門の復旧等を行うための対応計画を策定する。

⑯ 情報の収集・伝達手段の確保・充実【3-1⑤再掲】

- ・ 災害時は、移動系防災行政無線を拠点間の連絡手段のほか、災害現場と本部・支部における連絡手段としても活用するものとし、平時においても移動系防災行政無線を業務の中で活用し、機会を捉え訓練を行うことで操作習熟に努める。
- ・ テレビ会議システムを平時から業務の中で活用し、災害時において的確に運用できるよう取り組む。
- ・ 災害時における有効かつ効果的な情報伝達方法を日々検討し、住民への周知を行う。

⑰ 公共交通体制の強化【5-4①再掲】

- ・ 災害時の運行状況をリアルタイムで利用者に提供するための体制を整備する。
- ・ 災害時は、運行有無の判断を早めに行い、危険な運行にならないよう留意する。

⑱ 交通ネットワークの形成【5-4②再掲】

- ・ 災害時の道路状況、公共交通の運行情報をリアルタイムで提供するための体制を整備する。
- ・ 公共交通の運行ルートは、道路状況によっては迂回運行を行うなど、可能な限り現状のルートに沿った運行を行う。

教育民生分野 学校・教育・保険医療・福祉・環境 他

① 公立学校施設の予防保全及び機能強化【1-1①再掲】

- ・ 学校施設の適切な維持管理を進める。
- ・ 避難所としての機能強化を図る。

② 空家等対策の推進【1-1③再掲】

- ・ 空家等の適正管理の周知や移住定住施策などを進める。
- ・ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、必要な措置を行う。

③ 地域支援体制の強化【1-5⑥再掲】

- ・ 福祉避難所の受入方法や受入態勢、移動手段などにおける課題を改善して一連の流れを円滑に行うことができるようにする。
- ・ 協定締結法人との会議や研修会を継続して開催し、連携の強化と課題の共有などに努める。

④ 高齢者施設等の防災・減災対策の促進【1-1⑩再掲】

- ・ 利用者の安全確保のための耐震化や水害に備えた改修、施設機能を維持するための自家発電設備や給水設備等の整備を促進する。

⑤ 医療体制の強化【2-4①再掲】

- ・ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、保健所及び各医療機関と密接な連携を図る。

⑥ 広域医療連携の構築【2-4②再掲】

- ・ 隣接する宮城県際市（栗原市・登米市・気仙沼市）との医療連携に努める。

⑦ 救急医療体制の確立【2-4③再掲】

- ・ 医療・保健・福祉の関係機関が情報共有を図り、両磐地域における災害時の救急医療体制の確立に向けた検討を進める。

⑧ 災害時に向けた健康相談体制の構築【2-4④再掲】

- ・ 保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等の実施体制を確保する。
- ・ こころのケアを行う人材の育成を行い、こころの健康相談の実施体制を確保する。

⑨ 要支援者の受入態勢の強化【2-4⑨再掲】

- ・ 要支援者の情報と福祉施設等の受入態勢の現状について、定期的に調査を実施し、関係機関との情報共有を図る。

⑩ 感染症対策における消毒薬等の備蓄【2-5②再掲】

- ・ 消毒薬やマスク等を備蓄するとともに、消毒薬の使用方法や感染症対策に関する市民向け説明資料を用意しておく。
- ・ 備蓄した消毒薬等の使用期限を確認し、適宜補充する。

⑪ 省エネルギー住宅の普及・推進【5-2②再掲】

- ・ エネルギーコスト低減のため、省エネルギー住宅設備機器の導入や高气密高断熱住宅の普及を図る。

⑫ 災害廃棄物処理等の協力体制の整備【6-1①再掲】

- ・ 大量に発生することが予想される災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、関係機関、民間事業者等と締結している協定について、随時見直しを行う。

⑬ 仮置き場の設置と運営【6-1②再掲】

- ・ 災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理するため、廃棄物を分別して仮置できる仮置場を確保するため、公共施設敷地等を利用した仮置場を確保しておく。また、廃棄物処理施設整備に併せ仮置場の整備を行う。
- ・ 災害時に仮置場を設置した後は、廃棄物の品目毎に分別を行い、再資源化を考慮しながら、適切な管理を行う。

⑭ 廃棄物処理施設の整備と適切な管理【6-1③再掲】

- ・ 一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、災害に備えた地域の防災拠点としての廃棄物処理施設の整備・維持を進める。
- ・ 廃棄物処理施設の整備後は、計画的な維持・補修及び改修により長寿命化を図りながら、環境に配慮した廃棄物の適正処理を併せて進めていく。

産業・経済分野 農林業・商業・工業・観光業・労働 他

① 農地整備の促進【1-2②再掲】

- ・ 農地整備を促進する。
- ・ 農道の長寿命化計画の作成を検討し、施設の維持管理を促進する。

② 農業用施設とため池の適正管理【1-3②再掲】

- ・ 農業施設の維持管理計画の作成を検討し、施設の維持管理に努める。
- ・ ため池の調査を進め、防災重点ため池を中心とした防災減災事業の進捗及びため池廃止についても促進を図る。

③ 治山事業の促進【1-3③再掲】

- ・ 予防治山、地すべり防止などの事業を促進する。
- ・ 林道の長寿命化計画を作成し、施設の適正な維持管理を促進する。
- ・ 土砂流出等を防ぐため、森林整備事業により間伐等を促進する。

④ 森林保全事業の促進【1-3④再掲】

- ・ 森林組合や所有者等に対し、間伐・植林・森林保全作業の啓発と促進を図る。

⑤ 民間企業等における事業継続計画の普及【4-1①再掲】

- ・ 自然災害などの緊急事態に備え、あらかじめ対処の方策について定める事業継続計画（BCP）策定を支援する。

⑥ 被災企業への金融支援【4-1②再掲】

- ・ 国や県が創設する災害対応関連融資制度に合わせ、利子・保証料補給制度の取扱いを開始する。
- ・ 金融機関や商工団体と連携し、金融相談窓口を設置する。

⑦ 再生可能エネルギーの導入促進【5-2③再掲】

- ・ 施設や地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及・導入を進める。

⑧ 労働力の確保と人材育成【6-2⑤再掲】

- ・ 若者の地元企業に対する理解を促し、企業と求職者のマッチング機能を高めることにより、若者の地元就職及び就業定着を推進する。
- ・ 女性や高齢者、障がい者が活躍できる雇用を推進する。

⑨ 農林業の後継者等の育成【4-3①再掲】

- ・ 後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
- ・ 担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。

建設分野 道路・橋梁・住宅・上下水道 他

① 住宅の耐震化【1-1②再掲】

- ・ 一関市耐震改修促進計画などに基づき、住宅の耐震化を進める。

② 危険な避難路の解消による都市機能強化【1-1⑥再掲】

- ・ 狭あい道路の解消などを進める。
- ・ ブロック塀等安全確保事業により、避難路沿道にある危険なブロック塀等の除却を促進し、危険な避難路の解消を進める。

③ 都市公園の防災機能強化【1-1⑦再掲】

- ・ 指定緊急避難場所となる都市公園については、適切な維持管理に努めるとともに、防災機能の強化を図る。

④ 電柱等の倒壊防止【1-1⑧再掲】

- ・ 既存電柱の倒壊防止対策や無電柱化に向けた協議を進める。

⑤ 橋梁等の道路構造物の適切な管理【1-1⑩再掲】

- ・ メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。

⑥ 国・県管理河川改修の促進【1-2③再掲】

- ・ 早期の事業完了を国、県に働きかける。

⑦ 市管理河川の適切な管理【1-2④再掲】

- ・ 洪水被害に対する河川の流下能力や安全度を確保するため、河川内の体積土砂の除去及び樹木伐採を継続して実施する。
- ・ 河川の災害発生の予防や拡大防止を図るため、部分的に損壊している河川の修繕を推進する。

⑧ 土砂災害警戒区域等の周知・解消【1-3⑤再掲】

- ・ 土砂災害ハザードマップにより、危険箇所等を住民に周知することにより、豪雨時など早期の避難を促す。
- ・ 県へ急傾斜地崩壊対策事業の促進を要望する。
- ・ 災害発生が予測される場合、気象情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を活用し、適切な避難情報の発令に努める。

- ・ がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める。
- ・ 市街地整備事業により変動予測調査を進め、大規模盛土造成地における被害の軽減に努める。

⑨ 除雪体制の強化【1-4①再掲】

- ・ 住民との協力体制の構築や県との連携除雪の体制強化、委託業者の参画などの協力依頼を継続して行い、体制強化を図る。

⑩ 交通対策の強化【1-4②再掲】

- ・ 住民との協力体制の構築を図る。

⑪ 幹線道路整備の促進【2-1④再掲】

ア 国・県道

- ・ 災害に備えた道路ネットワークの多重化・代替性確保のため、計画的かつ早期の整備を、県に働きかける。

イ 市道

- ・ 交通拠点や主要拠点へ向かう幹線道路へのアクセス道路の複数化など、道路ネットワークの整備を計画的に進める。
- ・ 道路構造物、電柱等の設置にあたっては、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。

⑫ 道路ネットワークの構築【2-2②再掲】

ア 県道

- ・ 災害に備えた道路ネットワークの多重化・代替性確保のため、計画的かつ早期の整備を、県に働きかける。

イ 市道

- ・ 交通拠点や主要拠点へ向かう幹線道路へのアクセス道路の複数化など、道路ネットワークの整備を計画的に進める。
- ・ 地域拠点と集落の輸送等を支える道路の整備を計画的に進める。

⑬ ライフライン寸断時の医療体制構築【2-4⑦再掲】

- ・ 電気・水道・通信などのライフラインが寸断したケースを想定し、関係機関と連携した医療体制を構築する。

⑭ 下水道施設の適切な管理【5-3③再掲】

- ・ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検・改修を進める。
- ・ 下水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進め、耐震化・浸水対策を図る。

⑮ 廃棄物処理施設の整備と適切な管理【6-1③再掲】

- ・ 一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、災害に備えた地域の防災拠点としての廃棄物処理施設の整備・維持を進める。
- ・ 廃棄物処理施設の整備後は、計画的な維持・補修及び改修により長寿命化を図りながら、環境に配慮した廃棄物の適正処理を併せて進めていく。

(2) 横断的施策分野

協働分野 人材育成・官民連携・防災教育・地域支援体制構築 他

① 要支援者支援計画の策定【1-5⑦再掲】

- ・ 基礎名簿の更新、避難支援等関係者への同意者名簿の提供を行い、要支援者の避難支援を推進する。
- ・ 制度の周知・啓発に努める。
- ・ 避難支援等関係者と連携して、個別計画の作成に努めるとともに、計画による要支援者の避難支援の実施体制を強化する。

② 自主防災組織の育成・強化【1-5⑧再掲】

- ・ 自主防災組織の結成に向けた支援に取り組む。
- ・ 一関市防災指導員（A I D）の養成を図る。

③ 各種防災マップの活用【1-3①一部再掲】

- ・ 消防・防災セミナーで事前行動計画（マイ・タイムライン）や図上訓練を通じて、各種防災マップの活用を図る。
- ・ 栗駒山の火山対策については、今後とも避難体制強化のための対応策を進める。
- ・ 平仮名や、やさしい日本語、各種外国語版の防災マップの作成と活用を図る。

④ 一関市防災指導員（A I D）の養成【1-5④再掲】

- ・ 防災に関する住民意識の高揚と、自主防災組織の防災活動を指導する一関市防災指導員（A I D）の養成を行うなど、地域の防災力向上を図る。

⑤ 防災教育の推進【1-5⑤再掲】

- ・ 授業時間以外の避難訓練や地域と連携した避難訓練などを実施する。
- ・ 東日本大震災の経験を風化させないよう、「復興教育」の充実を図る。

⑥ 防災訓練等の実施【2-1⑥再掲】

- ・ 防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、消防・防災セミナーや防災訓練等に取り組む。
- ・ 市民、関係機関と連携し、災害時等の応急給水・応急復旧訓練を継続的に実施し、防災・減災意識の浸透と水道の重要性についての理解促進を図る。

- ⑦ 地域防災力の強化【2-3②再掲】
 - ・ 消防団員確保に努める。
 - ・ 自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。
- ⑧ 性別に配慮した支援【2-4⑤再掲】
 - ・ 性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。
 - ・ 相談体制の充実を図る。
- ⑨ 応急手当講習会等の開催【2-4⑥再掲】
 - ・ 講習会等の開催により、応急手当の普及啓発に取り組む。
- ⑩ 協働のまちづくりの推進【3-1⑦再掲】
 - ・ 地域協働アクションプラン、第2次地域協働推進計画に基づき、協働のまちづくりを進める。
- ⑪ ボランティア受入態勢の整備【6-2①再掲】
 - ・ 社会福祉協議会等との連携を強化し、想定する被災状況に応じて、あらかじめボランティアの受入態勢を整備する。
- ⑫ 子育て支援の充実【6-2②再掲】
 - ・ 認定こども園、保育所、小学校等の連携を強化し、保護者が休息できる体制整備を図る。
 - ・ こどもが安心して過ごせるよう受入態勢を整備する。
- ⑬ 芸術文化の振興とスポーツの推進【6-2③再掲】
 - ・ 芸術・文化・スポーツの振興を進める。
- ⑭ 豊かな心を育む教育の充実【6-2④再掲】
 - ・ 郷土に対する誇りと愛着を育む。
 - ・ 国際社会に対応した人材育成を図る。
- ⑮ 労働力の確保と人材育成【6-2⑤再掲】
 - ・ 若者の地元企業に対する理解を促し、企業と求職者のマッチング機能を高めることにより、若者の地元就職及び就業定着を推進する。
 - ・ 女性や高齢者、障がい者が活躍できる雇用を推進する。
- ⑯ 農林業の後継者等の育成【4-3①再掲】
 - ・ 後継者の確保・育成や中心経営体の育成を進める。
 - ・ 担い手への集約化など、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させる。
- ⑰ 地域コミュニティの再構築【6-3②再掲】
 - ・ 人材不足を相互に補う補完機能の強化を図る。

① 公営住宅の老朽化対策【1-1⑨再掲】

- ・ 適切な維持管理に努めるとともに、一関市公営住宅等長寿命化計画に基づき計画的な改修を進める。
- ・ 一関市住宅政策基本計画に基づき、適切な戸数や配置等を進める。

② 橋梁等の道路構造物の適切な管理【1-1⑩再掲】

- ・ メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。

③ 上水道施設の適切な管理【2-1⑧再掲】

- ・ 大規模災害時における水道供給確保と断水期間短縮のため、老朽化した浄水場、配水池の更新と併せ、基幹管路(導水管、送水管)及び重要給水施設への配水管等の計画的な耐震化を進める。
- ・ 市民、関係機関と連携し、災害時等の応急給水・応急復旧訓練を継続的に実施し、防災・減災意識の浸透と水道の重要性についての理解促進を図る。

④ 下水道施設の適切な管理【5-3③再掲】

- ・ 下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検・改修を進める。
- ・ 下水道の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進め、耐震化・浸水対策を図る。

⑤ 廃棄物処理施設の整備と適切な管理【6-1③再掲】

- ・ 一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、災害に備えた地域の防災拠点としての廃棄物処理施設の整備・維持を進める。
- ・ 廃棄物処理施設の整備後は、計画的な維持・補修及び改修により長寿命化を図りながら、環境に配慮した廃棄物の適正処理を併せて進めていく。

⑥ 高齢者施設等の防災・減災対策の促進【1-1⑪再掲】

- ・ 利用者の安全確保のための耐震化や水害に備えた改修、施設機能を維持するための自家発電設備や給水設備等の整備を促進する。

3 重点施策

(1) 重点施策の選定

1及び2で示した対応方策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む施策を「重点施策」として選定します。

なお、重点施策については、総合計画と調和を図るとともに、施策の進捗状況等を客

観的に把握できる指標をK P I（重要業績評価指標）として進捗管理を行っていくもの
とします。

【K P I（重要業績評価指標）】

当該計画の計画期間は令和7年度までとしているが、現時点では優先的に取り組むべき施策であるものの、当該計画期間中に施策の見直し（調査実施後における施策の展開方策検討など）や制度改正が予定されている場合は、単年度の指標設定とし、年度ごとの進捗確認時において新たな指標を設定する。

(2) 重点施策（個別施策分野）

総務分野 行政機能・防災・情報通信・公共交通 他

I 公共施設等の機能強化

将来にわたり施設を利用した市民サービスを安全かつ持続的に提供するため、平成29年3月に公共施設等総合管理計画を策定し、安全性の確保や維持保全の最適化等の方針に基づく取組を進めている。

施設の老朽化へ対応するためには、限られた財源の中で効率的な投資を行い、計画的・戦略的な施設の再編成・管理に取り組む必要があることから、公共施設等総合管理計画第1期中期計画（令和8年度まで）に基づき、計画的な施設の維持・修繕に取り組んでいく。また、特に不特定多数が集まる社会教育施設について、市民センター本館の耐震化は完了しているが、市民センターの分館や付属する体育施設では、災害時の避難所であっても耐震化が図られていない施設があることから、耐震改修や環境整備など進めるとともに、必要に応じて避難所の見直しを行っていく。

【K P I（重要業績評価指標）】

・各施設分類における個別施設 計画の策定(各課において長寿 命化計画などを策定)	・建物系施設_17分類 ・インフラ系施設_5分類	(R7) →	17分類 5分類	(R12)
--	-----------------------------	--------	-------------	-------

【具体的な事業】

- 公共施設等総合管理計画推進事業

II 住民等との連携による地域防災力の強化

少子高齢化や人口減少などの要因により、消防団員の確保が困難となってきた。地域防災の担い手となる団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。このことから、引き続き、消防団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。

【K P I（重要業績評価指標）】

・一関市防災指導員（A I D）養成者数 237人 （R7） → 350人 （R12）

【具体的な事業】

- 自主防災組織育成事業、一関市防災指導員（A I D）養成事業、防災訓練の実施

Ⅲ 消防・救急体制の強化

災害警戒・対応など、日頃から消防団と連携を強化する取組を進めているほか、広域的な応援・連携により対応できるよう県内及び宮城・秋田両県の隣接各消防本部と相互応援協定を締結している。また、消防車両や資機材を計画的に更新・整備するとともに、専門的な訓練を行い、災害対応力の向上に努めている。

引き続き、消防団との連携強化を進めるとともに、救急・救助等の同時多発的な事案に対応できるよう、訓練等により消防団員の災害対応力の向上を進める必要があることから、消防車両や資機材の計画的な更新を進めるほか、実践的な訓練等を実施し、消防職員や消防団員の災害対応力の向上を図るとともに、防火水槽や消火栓などの消防水利の整備等を推進し、消防力の向上を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

・普通救命講習、上級救命講習及び救命入門コース修了者数 77,189人 （R7） → 83,000人 （R12）

【具体的な事業】

- 救急救命普及啓発事業、消防車両・資器材整備事業、消防水利整備事業

Ⅳ 防災拠点施設となる庁舎等の維持管理と機能強化

大規模自然災害が発生した際に防災拠点施設となる、本庁舎、各支所、消防署及び消防分署については耐震化済みである。防災拠点施設については、適切な維持管理に努めるとともに、情報収集・発信手段の多様化に応じた設備改修など、防災拠点施設としての機能強化を図る必要がある。また、非常用発電設備については、災害時に必要な容量及び稼働時間が確保できるよう、設備の更新や燃料タンクの増設も含め機能強化の検討が必要である。このことから、耐震化済みの庁舎等については、適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化などの機能強化を図っていく。

【K P I（重要業績評価指標）】

・非常用発電設備燃料備蓄タンク等整備率 59% （R7） → 100% （R12）

【具体的な事業】

- 公共施設等総合管理計画推進事業、庁舎改修等事業

V 情報の収集・伝達手段の確保・充実

行政における発災後の情報収集・伝達手段の確保は計画的に取組を進めており、国や県などの関係機関と連携しながら体制を整えている。また、市が所管する施設間を光ファイバーのネットワーク網（地域イントラネット）で接続するため、市役所の本庁と支所の間（幹線）はループ状で冗長化したネットワークを構築しており、情報通信施設の保守管理は、24時間対応の委託を行っている。

発災時における市民の情報収集手段は、テレビ、ラジオ、携帯電話等が主であるため、テレビ・ラジオの難視聴解消、携帯電話等エリア及びブロードバンド利用環境の保全に努めている。引き続き、情報提供体制の充実を図るとともに、ネットワーク網の適切な維持管理、災害に強い情報通信網を構築し、防災拠点の被災を想定した伝達体制を整備する必要がある。

【K P I（重要業績評価指標）】

・地域イントラネット接続箇所数	191 か所	(R7)	→	継続維持	(R12)
-----------------	--------	------	---	------	-------

【具体的な事業】

■ 地域情報化推進事業

【K P I（重要業績評価指標）】

・テレビ共同受信施設組合における施設の光化（高度化）改修実施組合数	19 組合	(R7)	→	26 組合	(R12)
-----------------------------------	-------	------	---	-------	-------

【具体的な事業】

■ 地上デジタル受信対策事業

【K P I（重要業績評価指標）】

・コミュニティFM演奏所、送信所及び中継所	8 か所	(R7)	→	継続維持	(R12)
-----------------------	------	------	---	------	-------

【具体的な事業】

■ コミュニティFM施設管理事業

【K P I（重要業績評価指標）】

・ブロードバンドサービスエリア普及地域率	100.0%	(R7)	→	継続維持	(R12)
----------------------	--------	------	---	------	-------

【具体的な事業】

■ 高度無線環境整備推進事業

【K P I（重要業績評価指標）】

・藤沢情報通信センター施設数	1 か所	(R7)	→	継続維持	(R12)
----------------	------	------	---	------	-------

【具体的な事業】

■ 藤沢地域情報通信基盤施設管理費

I 公立学校施設の予防保全及び機能強化

市立学校の施設は老朽化が著しく、一部の施設においては、外壁の剥離やひび割れといった経年劣化が進行している。

児童生徒の安全確保は重要であり、「一関市学校施設長寿命化計画」に基づき、計画的な長寿命化改修及び改築を推進する必要がある。

併せて、適切な維持管理を徹底するとともに、災害時の避難所としての重要性に鑑み、空調設備等の整備による防災機能の確保・強化を図り、地域の安全拠点としての役割を果たす必要がある。

【K P I（重要業績評価指標）】

・長寿命化計画による施設整備	0校	(R7)	→	1校	(R12)
・小中学校の屋内運動場への空調設備整備	35校	(R7)	→	35校	(R12)

【具体的な事業】

- 公共施設等総合管理計画推進事業、一関小学校整備事業、小中学校屋内運動場空調設備設置事業

II 空家等対策の推進

日常的に適切な管理が行われていない空家等の増加により、保安上の危険、公衆衛生の悪化、景観の阻害など多岐にわたる問題が生じているとともに、地域住民の生活環境にも悪影響を及ぼしている。

空家等の発生の情報提供により、現地調査を行い、周辺に及ぼす影響の危険度、緊急度が特に高いものや、環境や衛生面から周辺に著しく悪影響をあたえるものについては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等による適切な管理を促すことを基本としつつ、国の空き家対策総合支援事業も活用して必要な措置を行う。

【K P I（重要業績評価指標）】

・空家等に関する相談件数	125件/年	(R7)	→	150件/年	(R12)
--------------	--------	------	---	--------	-------

【具体的な事業】

- 空家等対策事業

III 高齢者施設等の防災・減災対策の促進

高齢者施設等については、発災時に自力での避難が困難な方が多く利用していることから、利用者の安全・安心の確保をする必要がある。このため、施設の耐震化や水害に備えた改修、発災時においても施設機能を維持するための非常用自家発電設備や給水設

備等の整備を促進する。

【K P I（重要業績評価指標）】

・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した整備件数 15事業所（R7） → 30事業所（R12）

【具体的な事業】

- 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業

IV 災害時に向けた健康相談体制の構築

日頃から保健指導が必要な方に対しては、保健師、看護師、栄養士等が健康相談や保健指導を行っているが、避難者の健康管理や生活環境の整備を行うために、避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による相談・指導等の実施体制を確保する必要がある。また、恐怖や避難所での十分な環境が整わない中での生活による不安、抑うつ、P T S D等に対応するため、こころのケアを行う人材育成や健康相談の実施体制を確保する必要がある。このことから、災害発生後においても、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育及び健康診断等の実施ができる体制を確保するとともに、平時からこころのケアを行う人材育成を行い、こころの健康相談の実施体制を確保する。

【K P I（重要業績評価指標）】

・市保健師等を対象とした健康危機管理研修の実施 年1回（R7） → 年1回（R12）

【具体的な事業】

- 健康相談事業、訪問指導事業、自死予防対策事業、市保健師等を対象とした健康危機管理研修

産業・経済分野 農林業・商業・工業・観光業・労働 他

I 農地整備の促進

耕作放棄地等の増加に伴い、農地の持つ洪水調節機能が低下しており、荒廃農地の増加を防ぎ、農業経営の安定化を図るため農地整備を促進する必要がある。このことから、農地整備を促進するため、水田等の農業用生産基盤の整備を進めるとともに、農道の長寿命化計画の作成を検討し、施設の延命化を図る維持管理を行っていく。また、用排水路等農業施設の維持管理計画の作成を検討し、施設の維持管理を行っていく。

【K P I（重要業績評価指標）】

・水田整備率 42.7%（R7） → 45.2%（R12）

【具体的な事業】

- 県営経営体育成基盤整備事業、県営中山間地域総合整備事業、県営農地中間管理機構関連農地整備事業、県営土地改良調査事業、農道施設長寿命化計画事業、県営農村地域防災減災事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業

II 農業用施設とため池の適正管理

農業用施設の老朽化と施設管理団体の高齢化と管理者不在のため池の発生が進んでおり、防災重点ため池を中心とした施設の適正な維持管理を促進する必要がある。このことから、農業施設の維持管理計画の作成を検討し、施設の維持管理を行うとともに、ため池の調査を進め、防災重点ため池を中心とした防災減災事業の進捗及びため池廃止について促進を図っていく。

【K P I（重要業績評価指標）】

・ため池ハザードマップ作成箇所数	98 箇所	(R7)	→	132 箇所	(R12)
・ため池廃止箇所数	2 箇所	(R7)	→	4 箇所	(R12)

【具体的な事業】

- 農村地域防災減災事業、ため池ハザードマップ作成事業、ため池廃止事業

III 治山事業の促進

森林の荒廃により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等の被害が発生しやすくなることから、災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止などの事業を促進する必要がある。このことから、予防治山、地すべり防止などの事業を促進するとともに、林道の長寿命化計画を作成し、施設の維持管理を促進する。また、森林整備事業等により森林の間伐等を促進する。

【K P I 指標（重要業績評価指標）】

・間伐実績面積	281.67ha	(R7)	→	1,225.00ha	(R12)
---------	----------	------	---	------------	-------

【具体的な事業】

- 公有林整備事業、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策事業、環境の森整備事業

IV 森林保全事業の促進

木材価格の低迷、生産経費の上昇等により、手入れ又は皆伐後の植林がされない森林の増加により治水機能が低下し、豪雨による土砂流出等が懸念されている。このことから、林業事業体や所有者等に対し、間伐・植林・森林保全作業の啓発と促進を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

・ 再造林率 30.0% (R7) → 50.0% (R12)

【具体的な事業】

- 森林経営管理事業、森林総合整備事業費補助金

V 民間企業等における事業継続計画の普及

企業活動を継続するための事業継続計画の普及と策定・運用を目的としたセミナーを開催している。自然災害や新型コロナウイルス等感染症などの危機的事象に備え、あらかじめ対処の方策について定める事業継続計画（BCP）策定などのリスクマネジメントの向上に努める必要がある。このことから、制度の趣旨等の普及・啓発により、企業等の事業継続計画（BCP）策定を支援する。

【K P I（重要業績評価指標）】

・ B C P 策定企業割合 35.9% (R7) → 45.0% (R12)
・ B C P 策定実践セミナーの開催回数 1 回/年 (R7) → 1 回/年 (R12)

【具体的な事業】

- ものづくり産業振興事業費

VI 再生可能エネルギーの導入促進

一関市地球温暖化対策地域推進計画に基づき対応を進めてきているが、再生可能エネルギーは、災害時に自立的なエネルギーとなることが期待されることから、施設や地域特性に応じた普及・導入を進める必要がある。このことから、施設や地域特性に応じた再生可能エネルギーの普及・導入を進める。

【K P I（重要業績評価指標）】

・ 燃料用木材生産量 77BD-t (R7) → 150BD-t (R12)
・ 太陽光発電システム（10kW未満）導入件数 3,638 件 (R7) → 3,932 件 (R12)

【具体的な事業】

- バイオマス産業化推進事業、新エネルギー等導入事業費補助金

VII 農林業後継者等の育成

農林業においては、従事者の高齢化、後継者不足等により持続性が脅かされ、事業継承が難しくなっており、新たな従事者の確保が課題とされている。

このことから、新たな従事者を確保するため、国の支援制度などを活用し、後継者の

育成、対外的な新規参入の呼びかけ、広域法人化などの取組を推進しながら、担い手となる新たな人材の確保に努めるとともに、担い手への農地集積や集約を促進し、災害発生後も農林業が継続する体制を確立させていく。

【K P I（重要業績評価指標）】

・担い手への農地集積率 56.0%（R7） → 80.0%（R12）

【具体的な事業】

- 農業経営開始資金、経営発展支援事業、機構集積協力金

建設分野 道路・橋梁・住宅・上下水道 他

I 住宅の耐震化

住宅の耐震化率は91%となっているが、耐震診断・耐震改修の件数は減少傾向にあることから、耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努め、耐震化率を向上させる必要がある。このことから、引き続き、耐震化の必要性や耐震診断・耐震化改修支援制度等の周知に努める。

【K P I（重要業績評価指標）】

・木造住宅耐震診断実施件数 724戸（R7） → 788戸（R12）
 ・木造住宅耐震改修工事助成件数 111件（R7） → 121件（R12）

【具体的な事業】

- 社会資本整備総合交付金事業、住宅・建築物安全ストック形成事業

II 危険な避難路の解消による都市機能強化

都市計画区域内に存在する狭あい道路について、道路とみなすセットバック部分への建築物や塀等の築造を建築基準法の規定により制限し、将来的な道路拡幅を進めている。今後も安全な避難路の必要性や、狭あい道路における敷地のセットバックの周知に努め、狭あい道路に係る問題を解消させる必要がある。このことから、災害に強いまちづくりを目指すため、狭あい道路の解消や、ブロック塀等の安全確保事業により、避難路沿道にある危険なブロック塀等の除却を促進し、都市機能と防災機能の強化を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

・危険ブロック塀の除却件数 36件（R7） → 90件（R12）

【具体的な事業】

- 社会資本整備総合交付金事業、住宅・建築物安全ストック形成事業

Ⅲ 橋梁等の道路構造物の適切な管理

橋梁、トンネル及び大型カルバートについては、個別施設ごとの長寿命修繕計画を策定し、道路法に基づく5年に1回の近接目視による定期点検を実施しており、計画及び定期点検結果に基づいた必要な修繕等を実施している。今後増大する橋梁等の道路構造物の老朽化に伴い、従来の対症療法的な修繕を継続した場合には維持管理コストが膨大になることが見込まれ、適切な維持管理が困難になる恐れがある。災害時に救助や救援活動等が迅速に行えるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。このことから、メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。

【K P I（重要業績評価指標）】

・令和8年度から12年度末までに修繕等の対策を行う橋梁数 0橋 (R7) → 31橋 (R12)

【具体的な事業】

- 橋梁長寿命化事業費、道路インフラ長寿命化事業費

Ⅳ 国・県管理河川改修の促進【要望活動】

国・県管理河川の改修が進められており、早期の事業完了を国・県に働きかけているが、事業完了まで長期間を要している。このことから、引き続き国・県に早期完了を働きかけていく。

【K P I（重要業績評価指標）】

・国、県への要望活動 実施(対面) (R7) → 継続実施 (R12)

【具体的な事業】

- 河川改修事業等（国・県）

① 国への要望

一関遊水地事業（磐井川堤防改修含）、北上川上流狭隘地区治水対策事業、一級河川黄海川水門設置、一級河川吸川排水機場の機能強化、排水ポンプ車の増設

② 県への要望

砂鉄川の治水対策、金流川の治水対策、黄海川堤防の改修、滝沢川排水機場の整備、夏川改修事業、千厩川の河川整備、千厩川内水排水施設の整備、大川の治水対策

Ⅴ 市管理河川の適切な維持管理

国が創設した「緊急浚渫推進事業（R2～R11）」及び「緊急自然災害防止事業（R3～R12）」を活用し、河川に堆積した土砂の浚渫、樹木の伐採及び部分的に損壊している河川の修繕を実施し、各河川の流下能力や安全度が回復することにより、氾濫など河川災害の抑制を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

・土砂浚渫等実施河川数 60 河川（R7） → 102 河川（R12）

【具体的な事業】

- 緊急浚渫推進事業（市管理河川） 実施河川：102 河川
- 緊急修繕事業（市管理河川） 実施河川：14 河川（R7 計画時点）

VI 土砂災害警戒区域等の周知・解消

県において急傾斜地崩壊対策事業を進めているが、危険箇所が多く事業に時間を要している。市内全域に土砂災害警戒区域等が散在し、土砂災害発生の可能性があることから、土砂災害ハザードマップにより危険箇所の周知を図るとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業などにより、危険住宅の移転を進める必要がある。このことから、土砂災害ハザードマップを作成し、危険箇所等を住民に周知することにより、豪雨時など早期の避難を促し、災害発生が予測される場合、気象情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）を活用し、適切な避難情報の発令に努める。

さらに、大規模盛土造成地について、地震等による被害を未然に防ぐため、変動予測調査を実施し、市民への情報提供を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

・大規模盛土造成地変動予測調査事業 調査実施（R8） → 継続実施（R12）

【具体的な事業】

- 急傾斜地崩壊対策事業（県）、土砂災害ハザードマップ作成事業、市街地整備事業、住宅・建築物安全ストック形成事業

VII 幹線道路等整備の促進・道路ネットワーク構築

市外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備と適切な維持管理が求められているが、急勾配・急カーブ等の未整備箇所がある。また、市道についても、計画的な整備を進めるとともに、道路構造物や電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し、災害時に機能するアクセス道路の複数化が必要である。このことから、国・県道については、計画的な整備、早期整備を国・県に要望していくとともに、市道についても、計画的な改良を進め、アクセス道路の複数化など、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備していく。

【K P I（重要業績評価指標）】

・市道改良率（1.0ポイント増を目指す）	57.4%	（R7）	→	58.4%	（R12）
・市道舗装率（1.1ポイント増を目指す）	55.3%	（R7）	→	56.4%	（R12）

【具体的な事業】

■ 国等への要望活動の実施

広域支援に資する路線：要望路線等	
国道4号	高梨交差点以南及び大槻交差点以北の4車線拡幅整備
国道284号	一関・気仙沼間の高規格道路整備
国道342号	白崖の整備済み区間の終点から宮城県境までの早期整備
国道343号	新笹ノ田トンネル整備の早期事業化
国道456号	藤沢バイパスの早期実現
主要地方道 本吉室根線	津谷川本宿地区の整備促進

■ 県等への要望活動の実施

補助国道：要望路線等	
国道284号	千厩東小田地内歩道整備、弥栄岩崎地内平沢バス停留所付近の歩道整備
国道456号	摺沢市街地の右折レーンの設置、藤沢町藤沢字町・町裏区間歩道整備
国道457号	高梨交差点から萩荘小学校入口交差点までの都市計画決定幅での拡幅整備
主要地方道：要望路線等	
一関大東線	柴宿・摺沢間の抜本的な改良整備
一関北上線	都市計画道路山目駅前釣山線の事業完了区間終点以北の早期事業化
花泉藤沢線	老松佐野原地内の歩道整備
弥栄金成線	弥栄・金沢間の抜本的な改良整備
本吉室根線	津谷川本宿地区の整備促進
一般県道：要望路線等	
若柳花泉線	涌津字下原・二ツ檀地内の歩道の早期完成
相川平泉線	東岳峠の抜本的な改良整備
折壁大原線	大原弘川・上川原間の改良整備

■ 社会資本整備総合交付金事業（市道）

社会資本総合整備計画に位置付けられている路線の整備	
一関地域	栗駒線ほか（改築）、上野野崎2号線ほか（舗装）

花泉地域	大石沢若柳線ほか(改築)
大東地域	大東千厩線 (改築)
千厩地域	扇ノ洞線ほか (改築)
川崎地域	新宅線ほか (改築)
藤沢地域	藤沢馬場線ほか (改築)
東山地域	久保杉田線ほか (改築)
室根地域	東楽2号線ほか (改築)

(3) 重点施策（横断的施策分野）

協働分野 人材育成・官民連携・防災教育・地域支援体制構築 他

I 要支援者支援計画の策定

災害時に円滑な避難支援を行うための避難行動要支援者名簿（基礎名簿）について、対象者を把握、確認した上で毎年度更新するとともに、基礎名簿登載者のうち、個人情報提供に同意した者の名簿（同意者名簿）を民生委員や行政区長などの避難支援等関係者に提供し、地域での見守りや要支援者の状況に応じた避難支援を推進している。一方で、個人情報提供に同意する同意者名簿登載者が減少傾向にあり、制度の周知啓発に努めるとともに、全ての要支援者の避難に関する具体的な支援方法などを定めた個別計画を作成する必要がある。このことから、基礎名簿の更新、避難支援等関係者への同意者名簿の提供を行い、要支援者の避難支援を推進するとともに、要支援者や関係者に制度の周知・啓発に努める。さらに、避難支援等関係者と連携して、個別計画の作成に努めるとともに、計画による要支援者の避難支援の実施体制を強化する。

【K P I（重要業績評価指標）】

・同意者名簿登載者のうち個別計画を作成した割合 34.0% (R7) → 60.6% (R12)

【具体的な事業】

■ 避難行動要支援者関連業務

II 自主防災組織の育成・強化

自主防災組織の結成率は93.58%(R7)となっているが、カバー率は全国平均85.90%、県平均89.10%を上回っている。

市が行う防災訓練のほか、各地域において各種訓練や消防・防災セミナーを実施するなど、日ごろから災害に備えている。災害に強いまちづくりと安全で安心な市民生活の実現に向け、自主防災組織の活動を活発にするため、防災リーダーとなる一関市防災指導員（A I D）の養成を図っている。今後も、自主防災組織の結成に向けた支援に取り組むとともに、防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練や消防・防災セミナーに取り組む。さらに、防災リーダーとなる一関市防災指導員（A I D）を養成し、地域の防災力向上を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

・一関市防災指導員（A I D）養成者数 237人 (R7) → 350人 (R12)

【具体的な事業】

- 自主防災組織支援事業、一関市防災指導員（A I D）養成事業、防災訓練の実施

Ⅲ 防災教育の推進

東日本大震災や岩手内陸地震の経験から、「復興教育」を教育課程に位置付け、「いきる」「かかわる」「そなえる」の三観点のもと、児童生徒の防災意識の向上に努めている。東日本大震災や岩手内陸地震の経験を風化させないよう、「復興教育」の充実を図る必要があることから、教科・領域など通常の学習活動において、系統的・発展的な「いわての復興教育」を推進する。

【K P I（重要業績評価指標）】

・いわての復興教育副読本を活用した市内全ての小・中学校での取組
実施（R7） → 継続実施（R12）

【具体的な事業】

- 防災教育に関わる学校訪問指導、各校の危機管理マニュアルの見直し・更新、命をつなぐプロジェクト事業

Ⅳ 協働のまちづくりの推進

34の市民センターを単位として、現在33の地域協働体が設立されており、地域における地域協働の調整、推進役となっている。また、市民センターの地域管理を推進しており、現在、32の市民センターが地域による指定管理となっている。

地域協働体が設立されていない地域は、自治会及び自主防災組織等に対する組織力及び実行力の向上に係る支援が必要であり、また、地域協働体が設立されている地域に対しては、地域協働のメインパートナーとして、地域協働体に対する組織力及び実行力の向上に係る支援が必要である。このことから、引き続き、第2次協働基本計画、第3次協働推進計画に基づき協働のまちづくりを進める。

【K P I（重要業績評価指標）】

・指定管理に移行した市民センター数
32か所（R7） → 34か所（R12）

【具体的な事業】

- 一関市地域協働体支援事業補助金交付事業、一関市地域づくり交付金事業

Ⅴ 子育て相談体制の充実

災害初期から再建までの期間における子育て相談体制としては、保護者が身近に相談できる場所や子どもたちの安全・安心な居場所の確保等、子育ての環境整備が求められる。

「被災者の子育て」の視点に立ったきめ細かいサービスの提供のため、保育施設の活

用、小学校との連携、保育士等の資格を有したボランティアの協力等により、保護者が相談できる場所と、子どもたちの安全・安心な居場所づくりなどの環境整備の必要がある。このことから、認定こども園、小学校等の連携を強化し、保護者が相談できる体制整備を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

・地域子育て支援拠点事業の利用者数	928人	(R7)	→	975人	(R12)
・放課後児童クラブ登録人数	1,496人	(R7)	→	1,536人	(R12)
・ファミリー・サポート・センター登録者数	628人	(R7)	→	628人	(R12)

【具体的な事業】

- 地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業、ファミリー・サポート・センター事業

VI 労働力の確保と人材育成

新規高卒者の管内就職率は50%未満で推移している。また、企業が求める人材像と求職者のミスマッチなどから、企業の労働力確保が困難になっており支援策が必要である。このことから、地元企業に対する理解を促し、企業と求職者のマッチング機能を高めることで、若者の地元就職や就業定着、女性や高齢者、障がい者が活躍できる雇用を推進する。

【K P I（重要業績評価指標）】

・新規高卒者の管内就職率	48.7%	(R7)	→	55.0%	(R12)
--------------	-------	------	---	-------	-------

【具体的な事業】

- 若者地元就業定着支援事業、地域企業魅力発見事業、新規高卒者地元就業応援事業

老朽化対策分野 公共施設・社会基盤 他

I 公営住宅の老朽化対策

公営住宅の老朽化対策については、計画的に改修等を進めているが、改修が必要な施設が年々増加傾向にあることから、適切な維持管理を行うとともに、一関市公営住宅等長寿命化計画に基づき改修を進めている。また、一関市住宅政策基本計画に基づき民間賃貸住宅や空き家の利活用など、適切な戸数や配置等を進める必要がある。このことから、引き続き適切な維持管理に努め、計画的な改修を進めるとともに、一関市住宅政策基本計画に基づき、適切な戸数や配置等を進める。

【K P I（重要業績評価指標）】

・公営住宅の耐用年数超過率 150%超過戸数 355 戸 (R7) → 343 戸 (R12)

【具体的な事業】

- 公営住宅等ストック総合改善事業

II 橋梁等の道路構造物の適切な管理【建設分野Ⅲ再掲】

橋梁、トンネル及び大型カルバートについては、個別施設ごとの長寿命修繕計画を策定し、道路法に基づく5年に1回の近接目視による定期点検を実施しており、計画及び定期点検結果に基づいた必要な修繕等を実施している。

今後増大する橋梁等の道路構造物の老朽化に伴い、従来の対症療法的な修繕を継続した場合には維持管理コストが膨大になることが見込まれ、適切な維持管理が困難になる恐れがある。災害時に救助や救援活動等が迅速に行えるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。このことから、メンテナンスサイクルの確立により、従来の対症療法的な修繕から長寿命化修繕計画に基づく予防保全的な修繕に転換し、長寿命化による必要予算の平準化及びコストの縮減を図り、適切な管理を推進する。

【K P I（重要業績評価指標）】

・令和8年度から12年度末までに修繕等の対策を行う
橋梁数 0 橋 (R7) → 31 橋 (R12)

【具体的な事業】

- 橋梁長寿命化事業、道路インフラ長寿命化事業

III 上水道施設の適切な管理

水道施設整備計画に基づいて、老朽化した施設の更新と耐震化を計画的に進めており、今後も計画的な更新と適切な維持管理を行い、安全な水道供給の持続を図っていく必要がある。このことから、大規模災害時における水道供給確保と断水期間短縮のため、老朽化した浄水場、配水池の更新と併せ、基幹管路(導水管、送水管)及び重要給水施設への配水管等の計画的な耐震化を進める。

【K P I（重要業績評価指標）】

・上水道の基幹管路耐震適合率 49.1% (R7) → 49.1% (R12)

【具体的な事業】

- 脇田郷取水場整備事業、老朽管更新事業

IV 下水道施設の適切な管理

下水道ストックマネジメント計画に基づき、必要な点検・改修を進めており、今後も

適切な維持管理を行い、下水道施設の耐震性能の確保や浸水対策等を図る必要がある。このことから、下水道施設の適切な維持管理を行うとともに、計画的な改修を進め、耐震化・浸水対策を図る。

【K P I（重要業績評価指標）】

・下水道ストックマネジメント計画の定期的な見直しの実施（概ね5年サイクルによる）	計画見直し済み	(R7)	→	計画再見直し	(R12)
--	---------	------	---	--------	-------

【具体的な事業】

- 社会資本整備総合交付金事業

V 廃棄物処理施設の老朽化対策

廃棄物処理施設の老朽化対策については、計画的な維持・補修を進めているが、環境に配慮した廃棄物の適正処理を併せて進める必要がある。このことから、一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画を策定し、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進を図るとともに、災害に備えた地域の防災拠点としての廃棄物処理施設の整備・維持を進める。

【K P I（重要業績評価指標）】

・一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画の策定	策定済	(R2)
-------------------------------	-----	------

【具体的な事業】

- マテリアルリサイクル推進施設整備事業、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備事業

第6章 計画の推進と進捗管理

1 推進体制

市民をはじめ、国、県、民間等とも連携し計画の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、被害想定や各リスクに関する情報、取組の進捗状況を共有しながら、庁内関係部局が相互に連携して効果的・効率的な取組の展開を図ります。

2 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、進捗管理についてはP D C Aサイクル(P L A N (計画策定)、D O (実行)、C H E C K (点検・評価)、A C T I O N (処置・改善))により行います。具体的には、総合計画に掲げられた目標指標と連動して設定しました、それぞれの取組におけるK P I (重要業績評価指標)を検証し、市民等からの意見を踏まえ見直しを行い公表するとともに、次年度以降の施策や事業に反映させていきます。

3 計画の見直し

一関市を取り巻く社会・経済情勢等の変化により、総合計画に変更が生じた場合、また、基本計画や県計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、計画期間内においても見直しを行います。

【総合計画に掲げるまちづくりの将来像】

ひとりひとりが輝く 挑戦しつづけるまち いちのせき



第2期一関市国土強靱化地域計画

令和8年3月策定

岩手県一関市 市長公室政策企画課

〒021-8501

岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-2111

Fax 0191-21-2164